

有明海・八代海等の再生に向けた
熊本県計画

平成15年（2003年）3月
（令和5年（2023年）6月一部変更）

熊本県

目 次

1	有明海及び八代海等の再生に関する方針	1
イ	趣旨	1
ロ	目標	1
	(1) 有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善	1
	(2) 有明海及び八代海等における水産資源の回復等による漁業の振興	1
2	有明海及び八代海等の再生のための施策	2
イ	水質等の保全に関する事項	2
	(1) 汚濁負荷の総量の削減に資する措置	2
	(イ) 生活排水対策等	2
	① 下水道等生活排水処理施設の総合的な整備の促進	2
	② 小規模し尿処理施設に対する規制の周知	2
	③ 生活排水対策の推進及び県民運動の展開	2
	(ロ) 工場・事業場の排水対策	3
	(ハ) 農業・畜産・養殖漁場対策	3
	(ニ) その他の対策	4
	窒素、りん等に係る削減指導方針の策定等	4
	(2) 海域等の直接浄化対策	4
	(イ) 漂流物の除去等	4
	(ロ) 覆土・しゅんせつ等による底質の改善	4
	(3) その他	5
	(イ) 有害化学物質等の規制及び把握等	5
	(ロ) 水質等の監視測定	5
ロ	干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項	5
	(1) 保護水面の指定及び藻場の造成等	5
	(2) 熊本県自然環境保全条例（昭和48年条例第50号）に基づく自然環境保全地域の指定等の検討	5
	(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区等の保全等	6
ハ	河川における流況の調整及び土砂の適正な管理に関する事項	6
	(1) 河川における流況の調整	6
	(2) 河川における土砂の適正な管理	6
ニ	河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項	6
	(1) 河川の整備に関する事項	6
	(2) 海岸の整備に関する事項	7
	(3) 港湾の整備に関する事項	7
	(4) 漁港の整備に関する事項	7
ホ	森林の機能の向上に関する事項	7
ヘ	漁場の生産力の増進に関する事項	7
	(1) 堆積物の除去、覆土、耕うん等	8
	(2) 海浜等の清掃	8
ト	水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項	8
	(1) 増殖の推進	8
	(イ) 水産動物の種苗の放流等	8
	(ロ) 広域的な母貝集団ネットワークの形成	9
	(ハ) 資源管理の推進	9
	(2) 養殖の推進	9

(イ) 漁場環境及び食の安全、安心に配慮した養殖の推進	-----	9
(ロ) 酸処理剤の適正な使用	-----	9
(ハ) 赤潮の防除技術の開発等	-----	10
(3) 漁場の施設の整備	-----	10
(イ) 魚礁の整備	-----	10
(ロ) 増養殖施設等の整備	-----	10
チ 有害動植物の駆除に関する事項	-----	10
リ その他の重要事項	-----	10
(1) 海域の環境の保全及び改善に関する事項	-----	10
(イ) 開発行為に当たっての配慮	-----	10
(ロ) 自然公園等の保全	-----	11
(ハ) 海砂利採取に当たっての配慮	-----	11
(2) 漁業の振興に関する事項	-----	11
(イ) 共同利用施設の整備	-----	11
(ロ) 生活環境の整備	-----	11
(ハ) 漁港における遊漁船等の対策	-----	11
(ニ) 赤潮等の漁業被害に係る支援等	-----	12
(3) 知識の普及、住民の連携及び情報開示	-----	12
3 調査研究等の推進	-----	12
イ 調査研究の実施	-----	12
(1) 干潟と海域の環境との関係に関する調査研究	-----	12
(2) 潮流、潮汐等と海域の環境との関係に関する調査研究	-----	13
(3) 流入する水の汚濁負荷量と海域の環境との関係に関する調査研究	-----	13
(4) 流入する河川の流況と海域の環境との関係に関する調査研究	-----	13
(5) 土砂の採取と海域の環境との関係に関する調査研究	-----	13
(6) 赤潮、貧酸素水塊等の発生機構等に関する調査研究	-----	13
(7) 環境と水産資源との関係に関する調査研究	-----	13
(8) その他海域の環境に関する調査研究	-----	13
(9) その他水産資源に関する調査研究	-----	13
ロ 調査研究体制の整備等	-----	14
(1) 調査研究体制の整備	-----	14
(2) 研究開発の推進と成果の普及	-----	14
(3) 研究者の養成等	-----	14
4 事業の実施に関する事項	-----	15
イ 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業	-----	15
(1) 下水道の整備	-----	15
(2) 農業集落排水施設の整備	-----	17
(3) 漁業集落排水施設の整備	-----	19
(4) 浄化槽の整備	-----	20
ロ 海域の環境の保全及び改善に関する事業	-----	21
ハ 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業	-----	21
(1) 河川の整備	-----	21
(2) 海岸の整備	-----	21
(3) 港湾の整備	-----	25
(4) 漁港の整備	-----	25
(5) 森林の整備	-----	30

二 漁場の保全及び整備に関する事業	-----	31
ホ 漁業関連施設の整備に関する事業	-----	33
用語解説	-----	35

1 有明海及び八代海等の再生に関する方針

イ 趣旨

有明海及び八代海等は、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫であり、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものである。しかしながら、有明海及び八代海等においては、周辺の経済社会や自然環境の変化に伴い、水質の富栄養化^{*1}、底質の泥化や有機物の堆積等海域の環境が悪化し、赤潮の増加や貧酸素水塊^{*2}の発生等が見られる中で、二枚貝をはじめとする漁業資源の悪化が進み、海面漁業生産は減少を続けている。特に、本県においては、近年、両海域における大規模な赤潮の頻発により大きな漁業被害が生じている。これらの状況に鑑み、本県では、平成13年（2001年）12月に「熊本県有明海・八代海再生に向けた総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定し、両海域の再生に取り組んできたところである。

このたび、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」（平成14年法律第120号。以下「法」という。）が制定され、国の基本方針に基づき、関係6県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県）がそれぞれ再生に向けた県計画を策定することとなった。このため、本県においては、総合計画を見直し、有明海及び八代海等を豊かな海として再生することを目途として、国や関係県、市町村と連携し、漁業者、地域住民をはじめとする関係者の協力の下、海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を総合的かつ計画的に推進するため、法第5条に基づき、この県計画を策定するものである。

ロ 目標

（1）有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善

現在、有明海及び八代海等においては、一部の水域において水質環境基準が達成されていないため、その達成・維持を目標とする。さらに、赤潮の発生及び貧酸素水塊の発生を抑制し、底生生物を含めた多様な生態系の回復を図るとともに、水質浄化機能を有し、生物の生息・生育地として重要な干潟等が現状よりできるだけ減少することがないように保全され、また必要に応じその修復・造成を図ることを目標とする。

（2）有明海及び八代海等における水産資源の回復等による漁業の振興

ノリをはじめとする養殖業、採貝をはじめとする海面漁業及び有明海特産種^{*3}等の生産がそれぞれ持続的に行われることを目標とする。

ノリ養殖、魚類養殖等については、漁場の収容力を適正に利用して安定的・持続的な生産を可能にすることを目標とする。

また、採貝等の海面漁業については、生産量の減少の原因究明に努めるとともに、資源量や生産量の増加が確認される魚介類については、持続的な利用に向け生産量を回復させること、その他の魚介類については、生産量を回復方向に転じさせることを当面の目標

とする。さらに、有明海特産種等については、地域の食文化としても重要であり、適切に保存・管理がなされることを目標とする。

2 有明海及び八代海等の再生のための施策

イ 水質等の保全に関する事項

(1) 汚濁負荷の総量の削減に資する措置

有明海及び八代海等の海域に流入する水の汚濁負荷量（COD^{*4}、窒素含有量及びりん含有量をいう。）を定量的に把握するとともに、地域の実情に応じた次の総量削減の措置を講ずる。また、汚濁負荷の実態を踏まえ、新たな総量削減の方策の検討を進める。

(イ) 生活排水対策等

① 下水道等生活排水処理施設の総合的な整備の促進

本県の汚水処理人口普及率^{*5}は、令和3年度（2021年度）末で88.8%と全国平均の92.6%に比べて低い状況にあり、汚濁負荷量を減らすために生活排水処理施設の整備を促進することが急務である。

県では、令和4年（2022年）3月に、汚水処理施設の早期概成及び持続的な運営管理等を基本方針とする新たな「くまもと生活排水処理構想2021」を策定した。

今後、本構想に基づき下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽等の整備を計画的に進めていく。

また、下水道については、水質環境基準達成のために、整備が必要な区域と処理水質を定める「流域別下水道整備総合計画」を関係県と協力のうえ、平成21年（2009年）に策定しており、必要に応じて窒素含有量及びりん含有量を削減するための高度処理を推進する。

② 小規模し尿処理施設に対する規制の周知

平成17年（2005年）3月に熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年規則第60号）を改正し、201人以上500人以下のし尿処理施設についてもBOD^{*6}等の排水規制を適用した。平成20年（2008年）4月1日の施行後、届出書の受理を行うとともに排水規制が適切に遵守されるよう、立入調査や排出水の検査を行い、排水基準不適合と認められる施設に対しては、改善指導等を行う。

③ 生活排水対策の推進及び県民運動の展開

「くまもと生活排水処理構想2021」に基づき、汚水処理施設の整備に併せて、下水道への接続や浄化槽の適正な維持管理等の普及啓発に取り組み、生活排水対策を総合的に推進する。

また、熊本県生活環境の保全等に関する条例（昭和44年条例第23号）には生活

排水を排出する者の義務として、調理くずや廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用等が規定されている。今後、県民がこれらをはじめとした活動に自発的に取り組むよう、環境保全意識の啓発、さらに県民一体となった川や海を守る運動として、平成14年度（2002年度）から取り組んでいる「くまもと・みんなの川と海づくり県民運動」を積極的に展開する。

（ロ）工場・事業場の排水対策

工場・事業場の排水については、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）並びに熊本県生活環境の保全等に関する条例及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例（昭和47年条例第63号）に基づき、各工場・事業場における排水基準が適切に遵守されるよう、排水処理施設の整備・改善、適正な維持管理等の指導を行う。

また、平成17年（2005年）3月に熊本県生活環境の保全等に関する条例及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例を改正し、上乗せ適用区域の見直しをはじめとする排水規制を強化したので、これらが適切に遵守されるよう、立入調査や排出水の検査を行うものとする。

（ハ）農業・畜産・養殖漁場対策

農業対策については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進に関する法律（令和4年法律第37号）及び肥料の品質の確保等に関する法律（令和元年法律第62号）に基づき、土づくりを基本として、生物的、物理的、耕種的防除^{*7}を組み合わせた総合的な防除技術の導入や土壌診断に基づく適正な施肥など、さらに減農薬・減化学肥料栽培などの環境と調和した生産方式の普及促進を図る。また、農業用排水路については、水路が有する水質浄化や生態系の保全、親水性等の多面的機能が発揮されるよう、環境との調和に配慮した整備を推進する。

畜産対策については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）が5年間の猶予期間を経て、平成16年（2004年）11月1日から完全施行された。このため、家畜排せつ物処理施設等の整備を進め、家畜排せつ物の管理の適正化を図ってきたところである。また、法の基準の範囲内で簡易対応を実施している畜産農家についても、施設整備を図るとともに、耕種農家のニーズに合う良質な堆肥生産への取組を進め、広域的な流通を含めた供給の拡大等を図っていく。

養殖漁場の汚濁負荷の削減については、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）及び熊本県新魚類養殖基準に基づき、漁業協同組合（以下「漁協」という。）による漁場改善計画の着実な実施を指導するとともに、「トラフグ養殖マニュアル」等により、適切な給餌管理を普及し、環境への負荷の低減を図る。

また、海中からりん等を積極的に回収し、水質の浄化を図るため、海藻の増養殖や二

枚貝養殖を推進する。

ノリ養殖においても、漁場改善計画の着実な実施を指導し、環境に配慮した養殖を推進する。

さらに、各種養殖用資材の選定・使用に当たっては、環境への十分な配慮がなされるよう努める。

(二) その他の対策

窒素、りん等に係る削減指導方針の策定等

海域全体から陸域にわたる詳細な実態調査や関係機関・関係事業者等との協議を踏まえ、富栄養化の要因物質（窒素、りん等）の計画的削減のための総合的な指導方針について、関係県と連携して策定する。また、汚濁負荷の実態を踏まえ、新たな総量削減の方策の検討を進めるものとする。

(2) 海域等の直接浄化対策

(イ) 漂流物の除去、海岸漂着物の処理等

海上に漂流し、又は海浜に漂着するごみ及び油、並びに海底に存するごみ等については、国の調査観測兼清掃船等を積極的に活用して回収処理を推進する。

また、海面、海浜及び河川におけるごみ等の投棄を防止するため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、港則法（昭和23年法律第174号）、河川法（昭和39年法律第167号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図る。併せて、市町村や流域住民と連携した県民運動の展開等により、住民参加による清掃活動の実施を図るとともに、広報活動等を通じ、県民の意識向上に努めるものとする。また、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）に基づき、関係者の適切な役割分担と幅広い連携・協力の下で、漂着物等の円滑な処理とその効果的な発生抑制を図るとともに、近年頻発する豪雨等に伴い発生する漂流・漂着物ごみの円滑かつ迅速な処理を推進する。さらに、廃プラスチック等の漂流・漂着ごみ及び海底ごみについては、現況を踏まえて、流出防止及び回収に努めるものとする。

(ロ) 覆土・しゅんせつ等による底質の改善

汚泥等が堆積している海域においては、底質環境を改善するため、覆土^{*8}、しゅんせつ、海底耕うん等の対策を推進する。

(3) その他

(イ) 有害化学物質等の規制及び把握等

水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）及び熊本県地下水保全条例（平成2年条例第52号）に基づく排水規制と有害化学物質の適正な使用管理の徹底を図り、有害化学物質に係る水質及び底質（水底の土砂）の環境基準の達成を図るものとする。

また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）及び熊本県地下水保全条例に基づき、排出量の把握・管理を促進するものとする。

(ロ) 水質等の監視測定

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の状況等を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、水質の監視測定施設及び設備の整備並びに監視体制の拡充に努めるとともに、国の調査観測兼清掃船の活用を図るものとする。

また、海域の環境変化を把握し、その要因を究明するため、水質等の調査方法について、関係県等との連携を図りながら、富栄養化の指標となる調査項目の追加や、生物環境の視点からの生物指標の検討等により改善を図るものとする。

ロ 干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項

藻場・干潟は、海生生物の繁殖・生育・採餌・移動分散の場として生物の多様性を保全する機能や海域の水質浄化機能等重要な役割を果たしている。また、有明海及び八代海等の干潟等は水鳥類の渡りの中継地等ともなっている。

しかし、沿岸域の埋立て等の開発行為や環境の変化等により、藻場・干潟の面積が減少していることから、藻場・干潟を保全するため以下のような取組を進めていく。

(1) 保護水面の指定及び藻場の造成等

藻場・干潟の箇所別等の評価を行い、特に重要な藻場・干潟については、区域内における水産動植物の採捕、工事や土砂の採取等が制限される保護水面の指定等により保護していくものとする。

また、藻場の回復を図るため、沿岸域において海藻等の基盤となるブロック等を設置し藻場の造成に取り組むとともに、大型海藻類等を対象とした効率的な藻場造成手法の開発試験を実施し、早急に造成技術の確立を図るものとする。

(2) 熊本県自然環境保全条例（昭和48年条例第50号）に基づく自然環境保全地域の指定等の検討

自然環境保全地域内では水面の埋立て又は干拓、土石の採取など一定の行為を行う場合は、許可又は届出が必要となり、開発が抑制される。今後、指定の要件に適合する水域

についても指定の検討を進めるとともに、藻場・干潟等の分布状況を把握し、藻場・干潟の消失等の状況に応じた適切な干潟等の修復、干潟等における希少種の保護等保全のための有効な対策を検討していく。

(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区等の保全等

鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣保護区を指定することができる。また、鳥獣保護区の中で、鳥獣の保護繁殖を図るために特に必要と認められる地域については特別保護地区として指定することができる。この区域内においては、水面の埋め立て又は干拓や、立木竹の伐採、工作物の設置等を行う場合は、国指定地区においては環境大臣の、県指定地区においては県知事の許可が必要となり開発が抑制される。

このため、有明海及び八代海等の特に鳥獣の保護繁殖を図る必要のある干潟について鳥獣保護区及び特別保護地区に指定し、野生鳥獣の保護を図っていく。

ハ 河川における流況の調整及び土砂の適正な管理に関する事項

(1) 河川における流況の調整

有明海及び八代海等に流入する河川の流況の定期的な把握に努めるとともに、海域環境の保全及び改善を図るため、ダム貯留水を利用して、当該ダムの目的に支障のない範囲内において、河川の流況について調整を図る。

(2) 河川における土砂の適正な管理

有明海及び八代海等に流入する河川においては、土砂の移動の状況等を必要に応じ把握するとともに、河川管理上の実情を考慮しつつ、原則として砂利採取量の制限を図る。

また、土砂の移動の状況等を踏まえ、各河川及び地域の実情に応じた総合的な土砂管理の方策について検討する。

さらに、各種工事や砂利採取等により発生する排水等が河川を汚濁することのないよう監視・指導を行っていくものとする。

ニ 河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項

(1) 河川の整備に関する事項

本来、河川が有する多様な生物相を保全するためには、治水や利水との調和を図りながら、河川の特성에応じた様々な工夫が必要である。このため、河川の自浄能力の維持や生態系の保全の観点からも多自然川づくり^{※9}等の環境に配慮した河川の改修を積極的に推進するものとする。

また、必要に応じて開発等により失われつつあるか、又は既に失われた干潟等の保全・回復を図る等、これらの河川整備を推進することにより、海域への汚濁負荷の軽減や、河

川の自然浄化機能の回復・向上を目指す。

(2) 海岸の整備に関する事項

有明海及び八代海等沿岸は、貴重な自然環境を有し、多様な生物の生息・生育の場でもあることから、海岸利用及び海岸環境の保全に十分配慮しつつ海岸保全施設等の整備に努める。

(3) 港湾の整備に関する事項

有明海及び八代海等に面する港湾及び海域の環境の保全及び改善を図るため、汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業及び覆土の実施、水質浄化施設の整備等による水環境の改善策を進めるとともに、藻場・干潟の保全・再生、緑地の整備等を推進する。さらに、海水浄化能力の向上や海水交換の促進により水質等の保全及び改善が図られるよう配慮しつつ、港湾施設の整備に努める。なお、覆土等に当たっては可能な限り航路しゅんせつ等で生じる土砂を有効に活用するものとする。

(4) 漁港の整備に関する事項

漁港と漁場を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、流通・加工までの一環した水産物供給システムの基盤としてとらえ、大きな潮位差等の地域特性への配慮に加え周辺環境との調和を図りつつ、漁業活動の円滑化、就労環境・衛生環境の改善等を図るため、漁港施設、漁港関連道等の整備、泊地・航路の水深の確保及び漁港水域環境の改善を推進する。

また、有明海及び八代海等に面する漁港及び海域の環境の保全及び改善を図るため、汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業を推進する。

ホ 森林の機能の向上に関する事項

熊本県森林・林業・木材産業基本計画に基づき、造林、保育の実施、路網の整備等による計画的な森林整備や、荒廃山地の復旧整備等を通じて保安林等を適正に保全するためのきめ細かな治山対策を推進する。特に、水土保持機能を重視する森林については、伐採時期の長期化や混交林化などによる多様な森林整備を実施していく。また、健全な森林が豊かな海（漁場）を育むという観点から、水とみどりの森づくり税などを活用して、森林ボランティアや漁民の森づくり活動に対する支援を行う等、多様な主体の参加と連携による森林づくり等の推進に努め、有明海及び八代海等に流入する河川流域の森林が持つ水源涵養^{かん}などの多面的機能を将来にわたり持続的に発揮させていく。

ヘ 漁場の生産力の増進に関する事項

有明海及び八代海等における漁場の生産力の増進を図るため、次の措置を講じ、漁場環境の改善を図る。なお、事業の実施の際には、その効果を高めるため、指定地域内の状況の違

いに十分配慮しつつ、水産動物の種苗の放流等の関連事業との連携や関係各県間の連携を十分図るものとする。

(1) 堆積物の除去、覆土、耕うん等

底質環境の悪化により効用が低下した漁場の回復を図るため、漁港漁場整備事業等により、覆砂^{※10}、作れい^{※11}、しゅんせつ、耕うん、堆積物の除去等の漁場環境の改善対策を推進する。また、魚介類の産卵・育成の場である藻場・干潟の造成等を推進するとともに、漁業者等を主体としつつ、地域の住民、NPO等の協力も得ながら藻場・干潟の保全活動を進める。さらに、漁場環境の改善のための手法やそれらの事業効果の持続性を更に高めるための技術開発を進める。

なお、覆砂の実施に当たっては、作れいや航路のしゅんせつ等で生じる土砂を可能な限り有効に活用するものとする。

(2) 海浜等の清掃

漁場環境の保全を図るため、市町村、県漁業協同組合連合会等と連携し、ボランティア等の協力も得ながら、海浜に漂着した流木や、空き缶、プラスチック等の生活廃棄物等を海岸漂着物処理推進法（平成21年法律第82号）に基づき、除去・回収する。また、海底に堆積したごみについては、漁業者の底びき網等による清掃活動を支援することなどにより、除去・回収を推進する。

なお、有明海においては、沿岸の漁業者等が一体となって海浜等の清掃を行う有明海クリーンアップ事業を引き続き推進していく。

さらに、関係県と連携し、ごみの種類、量等に関する情報交換や啓発普及の方法等に関する協議等を行い、効率的な活動の展開を図る。

ト 水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項

有明海及び八代海等における増殖及び養殖の推進を図るため、次の措置を講じることとし、その実施に当たっては、指定地域内の状況の違いに十分配慮しつつ、関係各県間で十分な協議・連携を図るものとする。

(1) 増殖の推進

(イ) 水産動物の種苗の放流等

マダイ、ヒラメ、クルマエビなど本県の重要な水産資源の回復等を図るため、種苗生産・量産化・育成等の技術の開発を行うとともに、生態系への影響に配慮した放流を推進する。

なお、放流効果を高めるため、沿岸県の連携による共同放流事業に取り組むとともに、漁場の整備・保全等の関連事業との連携を図り、より効果的な放流方法の検討を行いながら実施していく。

また、これらを円滑に進めていくため、公益財団法人くまもと里海づくり協会の種苗生産機能の充実及び漁業者等による広域的な種苗放流体制の整備等に取り組んでいく。

(ロ) 広域的な母貝集団ネットワークの形成

二枚貝の資源回復を図るため、浮遊幼生の移動ルート等の把握、母貝生息適地の保全・再生等により、広域的な母貝集団ネットワークの形成を図る。

(ハ) 資源管理の推進

地域の実情及び対象生物の特性に応じた資源管理を推進するため、資源量及び漁獲実態を把握するとともに、小型魚や産卵親魚等の保護、休漁を含む漁獲努力量^{*12}の削減等について、漁業規制や漁業許可・漁業権制度の的確な運用等により、漁業者だけでなく遊漁者を含む資源管理を推進し、資源の有効利用と回復に取り組んでいく。

また、適切な資源管理の取組みを推進するため、漁業者に対し、漁業共済・積立ぷらすの仕組みを活用した収入安定対策と燃油・養殖用配合飼料価格の高騰に対するコスト対策を組み合わせた総合的な経営安定対策の活用を促進する。

(2) 養殖の推進

(イ) 漁場環境及び食の安全・安心に配慮した養殖の推進

魚類養殖については、漁協が策定した漁場改善計画に基づき、漁場の改善を推進するとともに、漁港漁場整備事業等による沖合養殖場の造成等に対する支援等を行う。併せて薬に頼らない養殖を普及することにより、生産の安定と向上及び安全・安心な魚づくりを推進する。

ノリ養殖については、網の張り込み枚数や密度等に関して、漁場改善計画の徹底を図るとともに、更に漁場に合ったノリ養殖が行われるよう、新たな指導方針策定のための研究を進めるものとする。

また、環境の変化等に対応した適切な養殖管理を推進するため、漁場調査定点を追加するなど環境モニタリングの強化を図るとともに、関係県との広域的な情報の共有化及び伝達体制の整備を行い、漁業者への迅速な情報提供に取り組んでいく。

さらに、養殖漁場の環境改善の取組みを推進するため、養殖業者に対し、漁業共済・積立ぷらすの仕組みを活用した収入安定対策と燃油・養殖用配合飼料価格の高騰に対するコスト対策を組み合わせた総合的な経営安定対策の活用を促進する。

(ロ) 酸処理剤の適正な使用

酸処理剤^{*13}については、i) 全国漁業協同組合連合会等が適格性を有すると認定した製品の使用、ii) 残液の回収と陸上での処分に係る取決めの遵守の徹底を図るため、県漁業協同組合連合会等と連携し漁場等における巡回、監視を実施する。

また、酸処理剤による海域への負荷の削減を図るため、高塩分処理^{※14}、pH計^{※15}の使用等をさらに普及するとともに、養殖漁場の高水温化に対応した養殖スケジュールの導入を推進することにより病気を抑制し、使用量の削減を図る。

(ハ) 赤潮の防除技術の開発等

赤潮については、モニタリング体制の強化、有害赤潮の発生予察技術の開発、防除技術の開発等の推進により、赤潮による被害の軽減を図る。

(3) 漁場の施設の整備

漁港整備との一体性を考慮しつつ、次の漁場の施設の整備を推進する。事業の実施に当たっては、より効果を高めるため、種苗放流、資源管理の推進及び持続的養殖生産確保のための取組と十分な連携を図るものとする。

(イ) 魚礁の整備

魚類の蛸集^{※16}、発生及び生育が効率的に行われ、生産性が高い漁場を造成するため、漁場特性及び漁業実態に即した魚礁を設置し、漁場の整備を推進する。

(ロ) 増養殖施設等の整備

水産動植物の発生及び生育を促進するため、藻場等の増殖施設や中間育成場^{※17}等の栽培漁業施設の整備を推進する。

また、漁協が策定した漁場改善計画に基づき、漁場の改善を推進するとともに、必要に応じて漁港漁場整備事業等による沖合養殖場の造成などの施設の整備等を行い、養殖漁場の水域環境の改善等を推進する。

チ 有害動植物の駆除に関する事項

あさり等二枚貝は干潟における環境浄化や海の生態系の維持に重要な役割を有しているが、ナルトビエイ等による食害があさり資源の減少の大きな要因になっていることから、漁業者との連携により捕獲し、駆除を行う。また、大学等との共同で、ナルトビエイ等の生理や生態等に関する知見を収集し、より効果的な駆除の方法や規模等を検討するとともに、その効果について検証していく。

また、その他有用な水産動植物の生育・繁殖や漁場の利用を阻害する有害な動植物についても、その発生状況等を把握しつつ駆除に取り組む。

リ その他の重要事項

(1) 海域の環境の保全及び改善に関する事項

(イ) 開発行為に当たっての配慮

環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び熊本県環境影響評価条例（平成12年

条例第61号)に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。

なお、海域環境への影響が大きいと考えられる公有水面埋立て等事業については、藻場・干潟の保全を図るため、熊本県環境影響評価条例の規模要件の引き下げを実施(平成14年(2002年)10月1日施行)しており、適切な運用に努めていく。

(ロ) 自然公園等の保全

本県の有明海及び八代海等における国立公園等自然公園については、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき天草諸島が雲仙天草国立公園として指定され、また、熊本県立自然公園条例(昭和33年条例第45号)に基づき三角・大矢野地域の海岸部が三角大矢野海辺県立自然公園、芦北地域の海岸部が芦北海岸県立自然公園として指定されている。これらの特別地域においては、適正に保全されるよう関係法令に基づく規制の徹底と管理の充実に努めるものとする。

また、有明海及び八代海等には、固有種及び希少種の生息・生育の場が存在しているため、その環境の保全及び改善を図るものとする。

(ハ) 海砂利採取に当たっての配慮

「有明海・八代海における海砂利採取に関する方針」に基づき、平成28年度から民間海砂利採取業者による販売を伴う海砂利採取を禁止しており、引き続き本方針に基づき適切に対応していくものとする。

(2) 漁業の振興に関する事項

(イ) 共同利用施設の整備

効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るため、漁業生産活動の省力化及び流通の合理化等を支援するための漁業作業保管施設や荷さばき施設等、共同利用施設の整備を推進する。

(ロ) 生活環境の整備

豊かで住みよい漁村を形成し、都市と漁村の共生・対流^{※18}を促進していくため、漁村における生活環境の整備を推進する。

(ハ) 漁港における遊漁船等の対策

円滑な漁業生産活動と漁港の適正利用を確保するため、必要に応じて、漁港において漁船と遊漁船等を分離収容するなどの対応に努める。

(二) 赤潮等の漁業被害に係る支援等

赤潮等による漁業被害を被ったときに備えて、漁業者に対して当該事故による損失を補てんする漁業共済制度への加入を促進し、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定を図る。

また、実際に漁業被害が生じた場合には、経営に影響を受ける漁業者その他の関係事業者に対し、必要な資金の確保に努めるものとする。

さらに、代替となる養殖漁場等の施設の整備、赤潮の除去に係る措置の実施等に対する支援その他有明海及び八代海等の海域における赤潮等による漁業被害を回避するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(三) 知識の普及、住民の連携及び情報開示

有明海及び八代海等の環境保全対策を推進するためには、生活排水等を含めた総合的な対策が必要である。その実効を期するためには、国、地方公共団体等がその責務を果たすことはもちろんのこと、地域の住民、民間団体、有明海及び八代海等を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠であり、両海域の環境保全に関する知識の普及及び意識の高揚を図るものとする。

また、汚濁負荷量の削減、環境保全への理解、行政の政策策定への参加等の観点から、環境保全団体、地域団体、企業、学校、自治体等が、パートナーシップの下、連携して生活排水対策をはじめとした環境保全行動に取り組むよう、県民一体となった川や海を守る県民運動を積極的に展開するものとする。また、地域における有明海・八代海等の再生に向けた自発的な活動に住民が連携し、継続して取り組む協働体制づくりを行う。

さらに、県計画に基づく各種施策の実施に際しては、透明性を確保することとし、県において、その実施状況、効果等を適切に把握・評価するとともに、各種の啓発普及活動を通じて周知を図る。また、各種調査結果については可能な限り早期に公表する等情報開示に努める。

3 調査研究等の推進

イ 調査研究の実施

有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、次の調査研究を実施する。なお、調査研究の実施に当たっては、地域や季節によって状況が大きく異なる同海域の特性を十分に踏まえることとする。

(1) 干潟と海域の環境との関係に関する調査研究

干潟等に生息する生物が有する水質浄化能力、浮泥の堆積と底質の変化等干潟と海域の環境との関係に関する調査研究を進める。

(2) 潮流、潮汐等と海域の環境との関係に関する調査研究

潮流、潮汐等の実態を把握し、その海域全体の環境に与える影響に関する調査研究を進める。

(3) 流入する水の汚濁負荷量と海域の環境との関係に関する調査研究

海域に流入する汚濁負荷量を把握し、汚濁負荷量の変化が海域に与える影響及び汚濁負荷の効果的な削減手法に関する調査研究を進める。

(4) 流入する河川の流況と海域の環境との関係に関する調査研究

流入する河川の流況を把握し、その変化と海域の環境との関係に関する調査研究を進める。

(5) 土砂の採取と海域の環境との関係に関する調査研究

海砂利等の採取による地形改変の実態を把握し、これが海域の環境に与える影響に関する調査研究を進める。

(6) 赤潮、貧酸素水塊等の発生機構等に関する調査研究

赤潮の原因となる有害プランクトン等の特性に関する調査研究を進める。また、赤潮及び貧酸素水塊等の発生機構の解明や被害軽減方策等に関する調査研究を進める。

(7) 環境と水産資源との関係に関する調査研究

有明海及び八代海等の環境変化がノリ養殖や二枚貝等の生物生産に及ぼす影響や、栄養塩や基礎生産量と水産資源との関係に関する調査研究を進める。また、下水処理水の能動的管理を試行している地域の取組などに関する基礎資料の収集を行う。特に、あさり、ハマグリ等の資源回復対策を検討するため、稚貝等の減耗要因の究明調査及び移植等による増殖技術開発を行う。

(8) その他海域の環境に関する調査研究

・ **藻場造成技術に関する調査研究**

減少が著しい藻場を保全するため、藻場の着生機能の高い新たな基質を利用した藻場造成手法を開発し、より効果的な造成技術の確立を図る。

・ **干潟等沿岸海域の再生方策に関する調査研究**

海域環境にとって重要な場である干潟等沿岸海域について、現況を把握し必要に応じた保全・改善策を検討する。

(9) その他水産資源に関する調査研究

- ・ **水産資源の永続的な利用に関する調査研究**

適正な資源利用を図るため、沿岸域の重要資源について資源状況を把握する。また、資源管理型漁業の一層の推進を図るため管理効果の把握に努める。

さらに、有明海・八代海沿岸の関係県が、共通に利用している資源については、各県と協調した取組を進める。

- ・ **海域での養殖漁業に関する調査研究**

ノリ養殖の持続的な生産を図るため、高水温や低栄養といった海況等の変化に対応した品種の開発研究を行う。

また、養殖におけるウイルス病などによる被害を軽減するため、魚病対策技術の研究開発を促進するとともに、養殖技術の改善等の研究を継続していく。

さらに、飼料や海藻養殖等による環境負荷の少ない養殖技術の調査研究を進める。

ロ 調査研究体制の整備等

(1) 調査研究体制の整備

有明海及び八代海等の再生に係る総合的な調査研究を円滑に実施していくために、調査研究体制の充実強化を図り、漁業者等との連携を進めるとともに、国、関係県はもとより大学等研究機関、市町村等との連携・協力を強化する。

また、研究成果等の情報交換を円滑に実施するため、国、関係県等のネットワーク及びデータベースの構築に積極的に参加する。

(2) 研究開発の推進と成果の普及

調査研究の成果等のデータベースを活用し、情報の共有化、情報収集の効率化を図り、共同研究を積極的に行うことにより、研究開発の高度化・効率化を推進する。また、ホームページや研修会により研究成果の迅速な普及を図る。

(3) 研究者の養成等

研究者の調査研究能力の向上を図ることを目的とした研修やシンポジウム等の活用により、人材育成に努めるものとする。

4 事業の実施に関する事項

本県においては、有明海・八代海等の再生に向けて予算の重点化を図っているところであるが、法第5条第2項第3号に掲げる各項目について、平成14年度（2002年度）以降実施し、又は実施を予定している事業は以下のとおりである。

なお、今後、財政状況や事業の実施状況をみながら、事業の内容や採択の要否も含めてさらに検討し、必要に応じて見直すものとする。

（令和5年（2023年）4月の変更箇所については、以下の表中、変更前を< >で上段に記載し、変更後をゴシック体で下段に記載している。）

イ 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業

（1）下水道の整備

① 流域下水道事業

事業名	事業概要（全体計画）	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由（選択）
熊本北部流域下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> 全体計画処理人口 <227,500人> 225,600人 全体計画処理面積 <4,922.0ha> 4,999.0ha 処理場1式 幹線管渠 24.4km 	熊本市他 1市1町	熊本県	S57～R17	国土交通省	事業計画変更
球磨川上流流域下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> 全体計画処理人口 <21,700人> 16,890人 全体計画処理面積 <1,435.8ha> 1,436.0ha 処理場1式 幹線管渠 34.4km 	錦町他 3町1村	熊本県	H5～R17	国土交通省	事業計画変更
八代北部流域下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> 全体計画処理人口 30,900人 全体計画処理面積 1,308.5ha 処理場1式 幹線管渠 18.8km 	八代市他 1市1町	熊本県	H7～R17	国土交通省	

② 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業

事業名	事業概要（全体計画） 整備人口（人） 整備面積（ha）	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由（選択）
熊本市公共下水道事業 （熊本北部流域下水道事業区域を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <689,400人> 670,900人 <13,647ha> 13,829ha 	熊本市	熊本市	S23～R17	国土交通省	事業計画変更
八代市公共下水道事業 （八代北部流域下水道事業区域を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 56,460人 2,322.2ha 	八代市	八代市	S48～R17	国土交通省	
人吉市公共下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> 23,300人 1,138.0ha 	人吉市	人吉市	S49～R12	国土交通省	
荒尾市公共下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> 38,500人 1,639.8ha 	荒尾市	荒尾市	S43～R17	国土交通省	
水俣市公共下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> 9,900人 361.0ha 	水俣市	水俣市	S50～R17	国土交通省	
玉名市公共下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> 30,060人 1,580.0ha 	玉名市	玉名市	S47～R17	国土交通省	
天草市公共下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> <25,800人> 18,700人 <752.0ha> 753.0ha 	天草市	天草市	<S46～R4> S46～R17	国土交通省	事業計画変更
山鹿市公共下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> 15,640人 764.2ha 	山鹿市	山鹿市	S44～R22	国土交通省	
菊池市公共下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> 13,100人 599.7ha 	菊池市	菊池市	S53～R12	国土交通省	

事業名	事業概要（全体計画） 整備人口（人） 整備面積（ha）	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 （選択）
宇土市公共下水道事業	28,300人 1,039.0ha	宇土市	宇土市	S48～R12	国土交通省	
宇城市公共下水道事業 （八代北部流域下水道事業区域を含む）	29,110人 1,187.5ha	宇城市	宇城市	S55～R17	国土交通省	
阿蘇市公共下水道事業	6,500人 453.0ha	阿蘇市	阿蘇市	S52～R17	国土交通省	
合志市公共下水道事業 （熊本北部流域下水道事業区域を含む）	56,700人 1,021ha	合志市	合志市	S52～R17	国土交通省	
長洲町公共下水道事業	14,100人 712.0ha	長洲町	長洲町	S51～R7	国土交通省	
大津町公共下水道事業	32,400人 1,084ha	大津町	大津町	S56～R17	国土交通省	
菊陽町公共下水道事業 （熊本北部流域下水道事業区域のみ）	48,300人 1,112.0ha	菊陽町	菊陽町	<S58～R12> S58～R17	国土交通省	精査による修正
御船町公共下水道事業	<8,700人> 9,300人 <340.0ha> 353.0ha	御船町	御船町	<S54～R12> S54～R7	国土交通省	事業計画変更
嘉島町公共下水道事業	11,580人 452.6ha	嘉島町	嘉島町	H14～R12	国土交通省	
益城町公共下水道事業	30,780人 676.0ha	益城町	益城町	S60～R7	国土交通省	
八代市特定環境保全公共下水道事業 （八代北部流域下水道事業区域を含む）	6,860人 269.8ha	八代市	八代市	H7～R17	国土交通省	
山鹿市特定環境保全公共下水道事業	6,960人 418.2ha	山鹿市	山鹿市	S60～R22	国土交通省	
菊池市特定環境保全公共下水道事業	11,700人 606.5ha	菊池市	菊池市	H5～R12	国土交通省	
上天草市特定環境保全公共下水道事業	3,900人 188.0ha	上天草市	上天草市	S50～R13	国土交通省	
宇城市特定環境保全公共下水道事業	3,490人 101.0ha	宇城市	宇城市	H15～R12	国土交通省	
合志市特定環境保全公共下水道事業	11,800人 470.0ha	合志市	合志市	S58～R7	国土交通省	
和水町特定環境保全公共下水道事業	<1,300人> 1,000人 <74.0ha> 65.3ha	和水町	和水町	<H9～R4> H9～R10	国土交通省	事業計画変更
南関町特定環境保全公共下水道事業	2,100人 111.1ha	南関町	南関町	H6～R17	国土交通省	
南小国町特定環境保全公共下水道事業	1,570人 66.0ha	南小国町	南小国町	H14～R13	国土交通省	
益城町特定環境保全公共下水道事業	4,220人 149.0ha	益城町	益城町	H18～R7	国土交通省	
氷川町特定環境保全公共下水道事業 （八代北部流域下水道事業区域のみ）	8,600人 328.0ha	氷川町	氷川町	S51～R17	国土交通省	
錦町特定環境保全公共下水道事業 （球磨川上流流域下水道事業区域のみ）	4,660人 220.0ha	錦町	錦町	H5～R17	国土交通省	
あさぎり町特定環境保全公共下水道事業 （球磨川上流流域下水道事業区域のみ）	10,140人 668.1ha	あさぎり町	あさぎり町	H5～R17	国土交通省	
多良木町特定環境保全公共下水道事業 （球磨川上流流域下水道事業区域のみ）	4,230人 331.7ha	多良木町	多良木町	H5～R17	国土交通省	
湯前町特定環境保全公共下水道事業 （球磨川上流流域下水道事業区域のみ）	2,250人 175.0ha	湯前町	湯前町	H9～R17	国土交通省	
水上村特定環境保全公共下水道事業 （球磨川上流流域下水道事業区域のみ）	650人 41.0ha	水上村	水上村	H9～R17	国土交通省	
苓北町特定環境保全公共下水道事業	4,480人 255.0ha	苓北町	苓北町	H6～R17	国土交通省	

③ 合流式下水道緊急改善事業

事業名	事業概要（全体計画） 整備人口（人） 整備面積（ha）	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 （選択）
合流式下水道緊急改善事業 ・熊本市	58,400人 859ha	熊本市	熊本市	H14～H25	国土交通省	
・玉名市	2,550人 75ha	玉名市	玉名市	H14～H20		
・天草市	4,535人 85ha	天草市	天草市	H14～H25		
・山鹿市	1,642人 26ha	山鹿市	山鹿市	H14～H25		

(2) 農業集落排水施設の整備

事業名	事業概要（事業期間全体）	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 （選択）
三井原地区農業集落排水事業	計画人口 1,956人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=27,362m	山鹿市	熊本県	H11～H15	農林水産省	
大開地区農業集落排水事業	計画人口 1,335人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=15,605m	玉名市	玉名市	H15～H20	農林水産省	
尾田川左岸地区農業集落排水事業	計画人口 1,497人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=12,214m	玉名市	玉名市	H17～H21	農林水産省	
四丁地区農業集落排水事業	計画人口 1,681人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=19,658m	山鹿市	山鹿市	H11～H17	農林水産省	
合里・山内地区農業集落排水事業	計画人口 1,652人 <管路工 L=20,421m> 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=20,421m	山鹿市	山鹿市	H14～H19	農林水産省	精査による修正
庄・石測地区農業集落排水事業	計画人口 693人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=8,748m	山鹿市	山鹿市	H14～H18	農林水産省	
菊鹿東部Ⅰ期地区農業集落排水事業	計画人口 5,659人 <管路工 L=23,657m> 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=23,657m	山鹿市	山鹿市	H15～H20	農林水産省	精査による修正
椿井地区農業集落排水事業	計画人口 126人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=1,442m	山鹿市	山鹿市	H17～H19	農林水産省	
三万田地区農業集落排水事業	計画人口 447人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=3,808m	菊池市	菊池市	H16～H20	農林水産省	
鱒瀬内地区農業集落排水事業	計画人口 1,637人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=15,724m	熊本市	熊本市	H10～H15	農林水産省	
塚原藤山地区農業集落排水事業	計画人口 1,648人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=14,499m	熊本市	熊本市	H6～H10	農林水産省	
田底中部地区農業集落排水事業	計画人口 1,194人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=10,465m	熊本市	熊本市	H5～H9	農林水産省	
山東東部地区農業集落排水事業	計画人口 958人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=11,232m	熊本市	熊本市	H7～H11	農林水産省	
豊野東部地区農業集落排水事業	計画人口 2,757人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=26,141m	宇城市	宇城市	H10～H14	農林水産省	

事業名	事業概要（事業期間全体）	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 （選択）
七城南部地区農業集落排水事業	計画人口 2,896人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=25,458m	菊池市	菊池市	H8～H15	農林水産省	
七城北部地区農業集落排水事業	計画人口 3,490人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=20,002m	菊池市	菊池市	H9～H15	農林水産省	
永住吉地区農業集落排水事業	計画人口 2,570人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=13,495m	菊池市	菊池市	H5～H15	農林水産省	精査による 修正
田島地区農業集落排水事業	計画人口 2,060人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=15,852m	菊池市	菊池市	H9～H18	農林水産省	精査による 修正
矢護川地区農業集落排水事業	計画人口 851人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=8,626m	大津町	大津町	H13～H17	農林水産省	
錦野地区農業集落排水事業	計画人口 868人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=10,354m	大津町	大津町	H16～H21	農林水産省	
杉水地区農業集落排水事業	計画人口 2,219人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=20,676m	大津町	大津町	H17～H23	農林水産省	
黒淵地区農業集落排水事業	計画人口 990人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=16,070m	小国町	小国町	H12～H16	農林水産省	
白川地区農業集落排水事業	計画人口 1,772人 <管路工 L=14,237m> 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=14,237m	南阿蘇村	南阿蘇村	H13～H17	農林水産省	精査による 修正
福田地区農業集落排水事業	計画人口 2,444人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=22,897m	益城町	益城町	H10～H14	農林水産省	
万江地区農業集落排水事業	計画人口 497人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=5,765m	山江村	山江村	H13～H17	農林水産省	
川地区農業集落排水事業	計画人口 5,043人 <管路工 L=64,852m> 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=64,852m	相良村 錦町	相良村	H14～H19	農林水産省	精査による 修正
宮園地区農業集落排水事業	計画人口 310人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=2,907m	五木村	五木村	H10～H14	農林水産省	
新町地区農業集落排水事業	計画人口 215人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=643m	天草市	天草市	H16～H18	農林水産省	
豊福南部地区農業集落排水事業	計画人口 2,223人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=14,460m	宇城市	宇城市	H19～H24	農林水産省	
菊鹿東部Ⅱ期地区農業集落排水事業	計画人口 5,659人 管路工 L=30,230m	山鹿市	山鹿市	H19～H24	農林水産省	
米田東部地区農業集落排水事業	計画人口 806人 汚水処理施設 1箇所 管路工 L=9,461m	山鹿市	山鹿市	H21～H26	農林水産省	

(3) 漁業集落排水施設の整備

事業名	事業概要 (事業期間全体)	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 (選択)
船津地区漁業集落環境整備事業	計画人口 950人 管路施設 L=7,306m 終末処理施設 一式 附帯施設等 一式	天草市	天草市	H9~H21	水産庁	
佐伊津地区漁業集落環境整備事業	計画人口 3,300人 管路施設 L=35,100m 終末処理施設 一式 附帯施設等 一式	天草市	天草市	H16~R2	水産庁	
網田地区漁業集落環境整備事業	計画人口 930人 管路施設 L=4,818m 終末処理施設 一式 附帯施設等 一式	宇土市	宇土市	H12~H24	水産庁	
宮田地区漁業集落環境整備事業	計画人口 2,045人 管路施設 L=12,031m 終末処理施設 一式 附帯施設等 一式	天草市	天草市	H6~H17	水産庁	
本郷地区漁業集落環境整備事業	計画人口 1,200人 汚水処理施設 (改築) 1 箇所 汚水管路 (改築) L=120m 中継污水ポンプ (改築) 5 箇所	天草市	天草市	S53~S57	水産庁	
二江地区漁業集落環境整備事業	計画人口 1,330人 管路施設 L=3,620m 終末処理施設 一式 附帯施設等 一式	天草市	天草市	H8~H18	水産庁	精査による修正

(4) 浄化槽の整備

事業名	事業概要 整備人口の伸び (指定地域内)	実施市町村		所管官庁	備考	変更理由 (選択)
		新規	継続			
公共浄化槽等整備 推進事業 ※旧 特定地域生活 排水処理事業	<17,882人> 19,353人 H14年度～R3年度		八代市(旧東陽村、旧泉 村)、玉名市(旧天水 町)、山鹿市、菊池市、 天草市(旧新和町、旧倉 岳町、旧天草町)、南関 町、長洲町、美里町、和 水町(旧菊水町、旧三加 和町)、南小国町、小国 町、南阿蘇村、芦北町、 荅北町(14市町村)	環境省	※特例措置の適 用市町村なし	精査による 修正
浄化槽整備事業 ※旧 合併処理浄化 槽設置整備事業	<74,773人> 69,403人 H14年度～R3年度		熊本市、八代市、人吉市、 荒尾市、水俣市、玉名市、 天草市、山鹿市、菊池市、 宇土市、上天草市、宇城 市、阿蘇市、美里町、玉東 町、南関町、和水町、大津 町、小国町、高森町、南阿 蘇村、西原村、御船町、嘉 島町、益城町、甲佐町、山 都町、氷川町、芦北町、津 奈木町、錦町、あさぎり 町、多良木町、湯前町、水 上村、相良村、五木村、山 江村、球磨村 (39市町村)	環境省		精査による 修正
個別排水処理施設 整備事業	<1,253人> 0人 H14年度～R3年度		水俣市、山鹿市、天草 市、小国町、高森町、長 洲町	総務省		精査による 修正
その他(民間設置)	<19,441人> 9,105人 H14年度～R3年度				※浄化槽設置整 備事業の26%と して推計	精査による 修正
県合計	<118,336人> 97,861人					

ロ 海域の環境の保全及び改善に関する事業

事業名	事業概要（全体事業量）	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由（選択）
海洋環境整備事業	調査観測兼清掃船による浮遊ごみ回収及び環境調査 （事業対象海域3,728km ² ）	有明・八代海海域	国	H14～	国土交通省	
熊本港周辺海域漁業振興事業	熊本港周辺海域における漁業振興に資するための事業	有明海 熊本港周辺海域	熊本県、漁連 第二部会傘下の9漁協	S59～R3		
百貴港海域環境創造事業	しゅんせつ土を有効利用により干潟及びなぎさを創造し、海域の環境保全と水産資源の回復を図る。 （干潟造成110,000m ² ）	有明海 百貴港海域	熊本県	H17～H29	国土交通省	
海域環境創造事業	港湾区域における汚泥等の堆積が顕著な個所において、しゅんせつを実施し、海域の環境保全を図る。	有明・八代海海域	熊本県 市町村	R3～	国土交通省	
水俣港港湾ダイオキシン類対策事業	ダイオキシン類における底質（水底の土砂）の環境基準を超える汚染が確認された土砂の浚渫除去と陸上埋立処分を行い、住民の健康確保、環境の回復・保全を図る。 （汚泥処理 12,770m ³ ）	八代海 水俣港内	熊本県	H16～H21	国土交通省	
八代港単渠港湾調査委託事業	八代港（大築島南埋立護岸）の整備に伴う海域環境の保全、漁業への影響軽減を図るため、アマモ場を造成し、継続調査を行う。	八代海全域	熊本県	H17～		
海岸漂着物等地域対策推進事業	海岸漂着物処理推進法に基づき、海岸漂着物等の回収・処理に関する事業及び漂着物等の発生抑制に係る啓発事業を行い、市町村等に対しては事業費の補助を行う。	有明・八代海海域	熊本県、市町村	H21～	環境省	

ハ 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業

(1) 河川の整備

事業概要等		事業実施箇所	事業主体	所管省庁	変更理由（選択）
河口域干潟等の保全・回復に係るもの	必要に応じ河口域干潟等の保全・回復を実施する。	菊池川水系等	国土交通省	国土交通省	
河川改修事業に係るもの	菊池川、大野川等において、河川の自然浄化機能の維持・保全を図るため、多自然川づくり等の考え方に基づき河川整備を実施する。	菊池川、大野川等	国土交通省 熊本県 熊本市	国土交通省 熊本県	

(2) 海岸の整備

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由（選択）
玉名横島直轄海岸保全施設整備事業	堤防工 L=10,197m 排水樋門工 6箇所 排水機場工 3箇所	玉名市	農林水産省	<H12～R5> H12～R8	農林水産省	事業計画変更
八代地区直轄海岸保全施設整備事業	堤防工 L=5,300m 排水樋門工 7箇所	八代市	農林水産省	R3～R21	農林水産省	
荒尾海岸高潮対策事業	緩傾斜護岸 L=3,190m 二重パラペット L=1,528m	荒尾市	熊本県	S56～R2	国土交通省	
瀬高海岸高潮対策事業	護岸嵩上 L=500m スイングゲートN=2基	上天草市	熊本県	H29～H30	国土交通省	
明治新田海岸海岸堤防老朽化対策緊急事業	水門設備更新 2門 水門躯体補修 1式 天端被覆工 L=2150m	八代市	熊本県	<H23～R4> H23～R3	国土交通省	事業計画変更
佐敷海岸海岸堤防老朽化対策緊急事業	地盤改良工 L=800m 護岸補修工 1式	芦北町	熊本県	H23～H28	国土交通省	
男島海岸海岸堤防老朽化対策緊急事業	樋門設備更新 3門 護岸補修工 1式	津奈木町	熊本県	H28～R3	国土交通省	

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 (選択)
荒新開海岸海岸堤防老朽化対策緊急事業	護岸補修 L=324m 水門補修 2門	天草市	熊本県	H25～R3	国土交通省	
大桜海岸海岸堤防老朽化対策緊急事業	堤防補強 L=200m	上天草市	熊本県	R1～R3	国土交通省	
新開海岸海岸堤防老朽化対策緊急事業	護岸補修 L=1390m	上天草市	熊本県	<R2～R10> R2～R3	国土交通省	事業計画 変更
鷺の浦海岸海岸堤防老朽化対策緊急事業	護岸補強 L=120m	上天草市	熊本県	R2～R3	国土交通省	
野崎海岸海岸堤防老朽化対策緊急事業	樋門設備更新 L=10門 護岸補修 1式	八代市	熊本県	<R1～R5> R1～R3	国土交通省	事業計画 変更
江崎海岸他海岸堤防老朽化対策緊急事業	護岸補修 1式	天草市	熊本県	<R3～R5> R3	国土交通省	事業計画 変更
新地海岸海岸メンテナンス事業	施設補修 L=486m	宇城市	熊本県	R4～R7	国土交通省	新規
金桁海岸海岸メンテナンス事業	施設補修 L=249.7m	宇城市	熊本県	R4～R7	国土交通省	新規
明治新田海岸海岸メンテナンス事業	施設補修 L=800m	八代市	熊本県	R4～R7	国土交通省	新規
野崎海岸海岸メンテナンス事業	施設更新 1式 施設補修 L=1,500m	八代市	熊本県	R4～R6	国土交通省	新規
新開海岸海岸メンテナンス事業	施設補修 L=3,478m 施設嵩上 L=3,478m	上天草市	熊本県	R4～R8	国土交通省	新規
江崎海岸海岸メンテナンス事業	施設補修 L=303m	天草市	熊本県	R4～R8	国土交通省	新規
船場海岸海岸メンテナンス事業	施設補修 L=142m	天草市	熊本県	R4～R8	国土交通省	新規
檜浦海岸海岸メンテナンス事業	施設補修 L=48m	天草市	熊本県	R4～R8	国土交通省	新規
下津江海岸単県海岸保全事業(単県)	消波工 1式	天草市	熊本県	R3～R7		
鷹巣海岸単県海岸保全事業(単県)	護岸補強工 1式	上天草市	熊本県	R3～R5		
梅木海岸単県海岸保全事業(単県)	樋門改修 1式	上天草市	熊本県	R3		
次郎田海岸単県海岸保全事業(単県)	樋門改修 1式 護岸工 1式	上天草市	熊本県	R3～R4		
新開海岸単県海岸保全事業(単県)	護岸工 1式	上天草市	熊本県	R3～R7		
手場海岸単県海岸保全事業(単県)	護岸工 1式	宇城市	熊本県	R3～R5		
不知火海岸単県海岸保全事業(単県)	天端被覆補修工 1式	宇城市	熊本県	R3～R4		
黒崎海岸単県海岸保全事業(単県)	表法保護工補修工 1式	宇城市	熊本県	R3～R5		
豊川海岸単県海岸保全事業(単県)	裏法保護工他修繕工 1式	宇城市	熊本県	R3～R6		
永尾海岸単県海岸保全事業(単県)	裏法保護工他修繕工 1式	宇城市	熊本県	R3		
尺の浦海岸単県海岸保全事業(単県)	天端保護工 1式	宇城市	熊本県	R3		
桂原海岸単県海岸保全事業(単県)	表法保護工 1式	宇城市	熊本県	R3		
八代港海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業	樋門補修 1式	八代市	熊本県	H26～R3	国土交通省	
八代港海岸堤防老朽化等対策事業	護岸補修 L=808m	八代市	熊本県	H26～R6	国土交通省	
田浦港海岸堤防老朽化等対策事業	<排水機場補修 1式> 排水機場補修 1式 水門補修 1式	芦北町	熊本県	<H26～R6> H26～R8	国土交通省	事業計画 変更

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 (選択)
三角港海岸堤防老朽化等対策事業	護岸補修 L=114m	宇城市	熊本県	R2～R6	国土交通省	
百貫港海岸耐震対策緊急事業	堤防工 L=500m	熊本市	熊本県	H28～R2	国土交通省	
長洲港海岸海岸整備（交付金）事業	堤防工 L=1,050m	長洲町	熊本県	R3～R10	国土交通省	
本渡港海岸海岸整備（交付金）事業	護岸補修工 L=2,340m	天草市	熊本県	R4～R6	国土交通省	
熊本県管理建設海岸長寿命化計画策定事業	長寿命化計画策定 明治新田海岸他84海岸	八代市他10市町	熊本県	H28～H30	国土交通省	
熊本県管理港湾海岸長寿命化計画策定事業	長寿命化計画策定 八代港海岸他16海岸	八代市他8市町	熊本県	H28～R5	国土交通省	
沖新地区海岸保全施設整備事業	堤防工 L=3,478m 消波工 L=1,100m	熊本市	熊本県	S33～H26	農林水産省	
浦田学料地区海岸保全施設整備事業	堤防工 L=3,003m 消波工 L=1,757m	熊本市	熊本県	S33～H25	農林水産省	
乙島口地区海岸保全施設整備事業	堤防工 L=1,588m 消波工 L=263m	熊本市	熊本県	S61～H25	農林水産省	
小白地区海岸保全施設整備事業	堤防工 L=1,833m 根固工 L=643m 樋門工 1基	熊本市 玉名市	熊本県	S63～H25	農林水産省	
郡築地区海岸保全施設整備事業	消波工 L=412m 内堤工 L=24m	八代市	熊本県	S33～H19	農林水産省	
文政地区海岸保全施設整備事業	堤防工 L=3,297m 消波工 L=1,000m	八代市	熊本県	S33～R2	農林水産省	
文政地区海岸保全施設整備連携事業	堤防工 L=343m 消波工 L=2,800m	八代市	熊本県	R3～R8	農林水産省	
金剛地区海岸保全施設整備事業	堤防工 L=6,089m 消波工 L=4,340m 樋門工 3基	八代市	熊本県	S37～R6	農林水産省	
洲口地区海岸保全施設整備事業	堤防工 L=1,200m	八代市	熊本県	S39～H16	農林水産省	
昭和地区海岸保全施設整備事業	堤防工 L=1,583m 消波工 L=320m 樋門工 1基	八代市	熊本県	S46～H24	農林水産省	
日奈久地区海岸保全施設整備事業	堤防工 附帯工1式	八代市	熊本県	S55～H16	農林水産省	
共和地区海岸保全施設整備事業	堤防工 L=2,624m 消波工 L=970m 樋門工 3基	玉名市	熊本県	H3～H30	農林水産省	
鍋地区海岸保全施設整備事業	堤防工 L=2,640m 消波工 L=669m	玉名市	熊本県	H2～H26	農林水産省	
大相地区海岸保全施設整備事業	堤防工 L=1,327m 消波工 L=240m 樋門工 2基	玉名市	熊本県	H14～H23	農林水産省	
白州地区海岸保全施設整備事業	堤防工 L=100m 消波工 L=167m	天草市	熊本県	H2～H18	農林水産省	
網田地区海岸保全施設整備事業	消波工 L=1,625m 堤防工 L=1,625m	宇土市	熊本県	S56～R3	農林水産省	
豊川地区海岸保全施設整備事業	堤防工 L=2,082m	宇城市	熊本県	S49～H25	農林水産省	
和鹿島地区海岸保全施設整備事業	堤防工 L=7,412m 消波工 L=2,500m 樋門工 3基	宇城市 氷川町	熊本県	S49～H30	農林水産省	
大口地区海岸保全施設整備事業	堤防工 L=445m	宇城市	熊本県	H6～H21	農林水産省	
塩屋浦地区海岸保全施設整備事業	堤防工 L=548m	宇城市	熊本県	H15～H22	農林水産省	
豊川地区海岸保全施設補修事業	作れい工 L=960m	宇城市	熊本県	H15～H19	農林水産省	
受免地区海岸保全施設整備事業	堤防工 L=208m	玉名市	熊本県	H9～H15	農林水産省	

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 (選択)
樋島地区海岸環境整備事業	護岸工 L=302m	上天草市	熊本県	H8～H16	農林水産省	
宇城海岸地区海岸保全施設整備事業	堤防工 L=1,000m 樋門改修 16箇所	宇土市 宇城市	熊本県	H25～R3	農林水産省	
玉名海岸地区海岸保全施設整備事業	堤防工 L=500m 樋門改修 6箇所	玉名市	熊本県	H25～R4	農林水産省	
八代海岸地区海岸保全施設整備事業	堤防工 L=6,584m 樋門改修 7箇所	八代市	熊本県	H25～R3	農林水産省	
上天草海岸地区海岸保全施設整備事業	堤防工 一式 樋門改修 一式	上天草市	熊本県	H25～R1	農林水産省	
天草海岸第2地区海岸保全施設整備事業	堤防工 一式 樋門改修 一式	天草市	熊本県	H25～R4	農林水産省	
高道地区海岸保全施設整備事業	消波工 L=700m 堤防工 L=910m 樋門工 1基	玉名市	熊本県	H26～R6	農林水産省	
天草海岸地区海岸堤防等老朽化対策事業	堤防工 L=766m 樋門工 1基	天草市	熊本県	H20～H29	農林水産省	
熊本海岸他地区海岸堤防等老朽化対策事業	長寿命化計画策定 1式 堤防老朽化対策 1式	県内	熊本県	<H30～R4> H30～R3	農林水産省	事業完了による変更
熊本海岸地区津波・高潮危機管理対策事業	堤防補修工 1式 樋門補修工 1式	熊本市	熊本県	R4～R8	農林水産省	新規
玉名海岸地区海岸堤防等老朽化対策事業	堤防老朽化対策 一式	玉名市 長洲町 熊本市	熊本県	<R3～R7> R3	農林水産省	事業完了による変更
玉名海岸第2地区津波・高潮危機管理対策事業	堤防補修工 1式 樋門補修工 1式	玉名市 長洲町 熊本市	熊本県	R4～R8	農林水産省	新規
宇城海岸第2地区津波・高潮危機管理対策事業	堤防補修工 1式 樋門補修工 1式	宇土市 宇城市	熊本県	R4～R8	農林水産省	新規
八代海岸地区海岸堤防等老朽化対策事業	堤防老朽化対策 一式	氷川町 八代市 宇城市	熊本県	<R3～R7> R3	農林水産省	事業完了による変更
八代海岸地区海岸メンテナンス事業	堤防工 1式 樋門工 1式	氷川町 八代市 宇城市	熊本県	R4～R8	農林水産省	新規
天草海岸地区海岸堤防等老朽化対策事業	堤防老朽化対策 一式	上天草市 天草市 苓北町	熊本県	<R3～R7> R3	農林水産省	事業完了による変更
天草海岸地区海岸メンテナンス事業	堤防工 1式 樋門工 1式	氷川町 八代市 宇城市	熊本県	R4～R8	農林水産省	新規
熊本地区海岸メンテナンス事業	長寿命化計画変更 1式	県内	熊本県	R5～R7	農林水産省	新規
新川漁港海岸堤防等老朽化対策事業（市単独事業）	長寿命化計画策定 1式 堤防老朽化対策 1式	玉名市	玉名市	R5-R15	水産庁	新規
大田尾漁港海岸海岸保全施設整備事業	護岸工 L=255m	宇城市	宇城市	H23～H26	水産庁	
志岐漁港海岸海岸保全施設整備事業	護岸工 L=130m	苓北町	苓北町	H23～H26	水産庁	
小田良漁港海岸海岸老朽化対策緊急事業	護岸工 L=110m	宇城市	宇城市	H24～H26	水産庁	
住吉・長浜漁港海岸保全施設整備事業	防潮樋門工 2箇所	宇土市	宇土市	H25～H26	水産庁	
牛深他海岸堤防等老朽化対策事業	長寿命化計画策定 1式 牛深漁港海岸他12漁港海岸	県管理漁港海岸	熊本県	H27～H29	水産庁	
楠甫他海岸堤防等老朽化対策事業	長寿命化計画策定 1式 楠甫漁港海岸他28漁港海岸	天草市	天草市	H28～R2	水産庁	
網田他海岸堤防等老朽化対策事業	長寿命化計画策定 1式 網田漁港海岸他2漁港海岸	宇土市	宇土市	H29～H30	水産庁	
大泊他海岸堤防等老朽化対策事業	長寿命化計画策定 1式 大泊漁港海岸他1漁港海岸	津奈木町	津奈木町	H29～H29	水産庁	

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 (選択)
大道他海岸堤防等老朽化対策事業	長寿命化計画策定 1式 大道漁港海岸他12漁港海岸	上天草市	上天草市	H29～R1	水産庁	
御所浦海岸堤防等老朽化対策事業	長寿命化計画策定 1式 御所浦漁港海岸	天草市	熊本県	H29～H29	水産庁	
志岐他海岸堤防等老朽化対策事業	長寿命化計画策定 1式 志岐漁港海岸他2漁港海岸	苓北町	苓北町	H30～H30	水産庁	
松合他海岸堤防等老朽化対策事業	長寿命化計画策定 1式 松合漁港海岸他12漁港海岸	宇城市	宇城市	H31～R2	水産庁	
海浦他海岸堤防等老朽化対策事業	長寿命化計画策定 1式 海浦漁港海岸他5漁港海岸	芦北町	芦北町	H31～R2	水産庁	
湯島海岸堤防等老朽化対策事業	長寿命化計画策定 1式 湯島漁港海岸	上天草市	上天草市	H30～H30	水産庁	
牧島他海岸堤防等老朽化対策事業	長寿命化計画策定 1式 牧島漁港海岸他3漁港海岸	天草市	天草市	H30～R1	水産庁	
楠浦漁港海岸海岸保全事業	堤防補修 1式 護岸補修 1式	天草市	天草市	<R2～R6> R2～R7	水産庁	事業計画 変更
大島漁港海岸海岸保全事業	護岸補修 1式	天草市	天草市	<R2～R6> R2～R7	水産庁	事業計画 変更
田井ノ浦漁港海岸海岸保全事業	護岸補修 1式	宇城市	宇城市	<R3～R5> R3～R8	水産庁	事業計画 変更
牛深漁港海岸海岸保全事業	耐震対策 1式	天草市	熊本県	R4～R10	水産庁	
網田漁港海岸海岸保全事業	高潮対策 1式	宇土市	宇土市	R4～R7	水産庁	
牛深外漁港海岸メンテナンス事業	長寿命化計画変更 1式 牛深漁港海岸外12漁港海岸	県管理漁港海岸	熊本県	R4～R7	水産庁	新規
御所浦漁港海岸メンテナンス事業	長寿命化計画変更 1式 御所浦漁港海岸	県管理漁港海岸	熊本県	R6～R7	水産庁	新規

(3) 港湾の整備

事業名	事業概要 (全体事業量)	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 (選択)
熊本港港湾改修事業	環境配慮型防波堤 防波堤(南) L=2,800m 航路しゅんせつ土砂の干潟造成等 への有効活用	熊本港港内及び 周辺海域	国	S62～R6	国土交通省	
水俣港地方港湾改修事業	月の浦地区 道路 (二) 道路延長 L=940m 環境配慮型緩傾斜護岸 L=350m	水俣港港内	熊本県	H5～H21	国土交通省	

(4) 漁港の整備

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 (選択)
宇土地区地域水産物供給基盤整備 事業	防波堤(改良) L=200m	宇土市	熊本県	H16～H18	水産庁	
郡浦地区地域水産物供給基盤整備 事業	突堤(新設) L=90m 物揚場(新設) L=110m しゅんせつ A=50,200m ²	宇城市	熊本県	H13～H21	水産庁	
松合地区地域水産物供給基盤整備 事業	防波堤(新設) L=390m 物揚場(新設) L=214m 水門(新設) 2基	宇城市	熊本県 宇城市	H13～H20	水産庁	
合串地区地域水産物供給基盤整備 事業	防波堤(改良) L=130m	津奈木町	熊本県	H16～H18	水産庁	
熊本地区地域水産物供給基盤整備 事業	物揚場 L=390m 道路 L=820m	熊本市	熊本市	H13～H20	水産庁	
大正開地区地域水産物供給基盤整 備事業	防波堤(新設) L=246m 物揚場(新設) L=180m しゅんせつ A=120,000m ²	玉名市	玉名市	H13～H21	水産庁	
玉名地区地域水産物供給基盤整備 事業	防波堤 L=195m 物揚場(新設) L=162m しゅんせつ A=58,400m ²	玉名市	玉名市	H14～H21	水産庁	

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 (選択)
大浦元浦地区地域水産物供給基盤整備事業	防波堤(新設) L=50m 物揚場(新設) L=198m 道路 L=65m	天草市	天草市	H13~H22	水産庁	
栖本地区地域水産物供給基盤整備事業	防波堤(新設) L=131m 物揚場(新設) L=80m 道路 L=400m	天草市	天草市	H13~H19	水産庁	
大矢野地区地域水産物供給基盤整備事業	防波堤(新設) L=50m 物揚場(改良) L=140m 道路 L=565m	上天草市	上天草市	H13~H18	水産庁	
松島地区地域水産物供給基盤整備事業	防波堤(新設) L=140m 物揚場(新設) L=100m	上天草市	上天草市	H13~H21	水産庁	
姫戸地区地域水産物供給基盤整備事業	防波堤(新設) L=90m 浮棧橋(新設) 1基	上天草市	上天草市	H13~H21	水産庁	
湯島地区地域水産物供給基盤整備事業	防波堤 L=97m 物揚場(改良) L=324m	上天草市	上天草市	H13~H20	水産庁	
海浦地区地域水産物供給基盤整備事業	防波堤(新設) L=320m	芦北町	芦北町	H13~H21	水産庁	
御所浦地区水産生産基盤整備事業	防波堤 L=383m 岸壁(新設) L=162m	天草市	熊本県	H14~H28	水産庁	
御所浦地区水産生産基盤整備事業	岸壁(耐震化) L=73m 物揚場(改良) L=242m 沖防波堤(新設) L=150m	天草市	熊本県	H29~R8	水産庁	
塩屋地区水産生産基盤整備事業	物揚場(改良) L=400m 護岸 L=756m しゅんせつ A=84,500m ²	熊本市	熊本県	H14~H30	水産庁	
丸島地区広域漁港整備事業	防波堤(改良) L=344m 物揚場(改良) L=230m 道路 L=40m	水俣市	熊本県	H13~H22	水産庁	
深海地区広域漁港整備事業	防波堤(新設) L=160m 道路 L=675m	天草市	天草市	H13~H21	水産庁	
大道地区水産流通基盤整備事業	防波堤(新設) L=205m 物揚場(新設) L=350m 道路 L=320m	上天草市	上天草市	H13~H27	水産庁	
赤瀬地区漁港漁場機能高度化事業	防波堤(改良) L=139m 浮棧橋(改良) 1基	宇土市	熊本県	H13~H15	水産庁	
合串地区漁港漁場機能高度化事業	防波堤(改良) L=120m	津奈木町	熊本県	H13~H15	水産庁	
鳩之釜地区漁港漁場機能高度化事業	護岸(改良) L=120m 突堤(改良) L=100m 物揚場(改良) L=90m	大矢野町	熊本県	H13~H15	水産庁	
佐伊津地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	突堤(改良) L=100m 岸壁(改良) L=50m 物揚場(改良) L=80m	天草市	熊本県	H16~H18	水産庁	
下桶川地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	防波堤(改良) L=140m 防波堤(補修) L=80m 物揚場(改良) L=170m	上天草市	熊本県	H17~H18	水産庁	
二見地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	防波堤 L=75m しゅんせつ A=3,000m ²	八代市	八代市	H13~H17	水産庁	
下浦地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	物揚場(改良) L=55m しゅんせつ A=500m ²	本渡市	本渡市	H14~H16	水産庁	
網田地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	橋梁 L=37m 道路 L=500m	宇土市	宇土市	H13~H16	水産庁	
大田尾地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	防波堤(新設) L=135m	三角町	三角町	H13~H14	水産庁	
御船地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	突堤(新設) L=100m しゅんせつ V=10,000m ³	三角町	三角町	H15~H16	水産庁	
大矢地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	船揚場 L=30m しゅんせつ V=4,700m ³ 用地 A=1,511m ²	芦北町	芦北町	H14~H15	水産庁	
津奈木地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	防波堤 L=61m	津奈木町	津奈木町	H13~H17	水産庁	
島子地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	物揚場(改良) L=140m	有明町	有明町	H14~H17	水産庁	

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 (選択)
宮津地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	防波堤 L=98m	五和町	五和町	H13～H14	水産庁	
御領地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	護岸(新設) L=61m 物揚場(新設) L=30m しゅんせつ A=1,000m ²	五和町	五和町	H14～H17	水産庁	
船津地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	船揚場(新設) L=15m 物揚場(新設) L=27m 用地 A=140m ²	河浦町	河浦町	H13～H14	水産庁	
四番地区漁港環境整備統合補助事業	親水護岸 L=160m 用地造成 A=9,000m ² 遊歩道 L=160m	熊本市	熊本市	H14	水産庁	
大多尾地区漁港関連道整備事業	道路 L=600m	天草市	天草市	H14～H19	水産庁	
船津地区漁業集落環境整備事業	集落道 L=280m 飲雑・用水施設 L=1,850m 緑地・広場 A=2,000m ²	天草市	天草市	H9～H23	水産庁	
佐伊津地区漁業集落環境整備事業	中水管路 L=900m 排水路 L=9,740m	天草市	天草市	H16～H24	水産庁	
網田地区漁業集落環境整備事業	集落道 L=625m 緑地・広場 A=5,300m ² 用地 A=8,700m ²	宇土市	宇土市	H12～H24	水産庁	
福浜地区漁業集落環境整備事業	集落道 L=360m 防犯灯 18基 飲雑・用水施設 L=1,930m	津奈木町	津奈木町	H8～H17	水産庁	
松合地区漁業集落環境整備事業	集落道 L=2,571m 防犯灯 N=41基 緑地広場 A=4,100m ²	宇城市	宇城市	H13～H20	水産庁	
横浦地区漁村づくり総合整備事業	物揚場 L=67m 集落道 L=248m 防犯灯 7基	天草市	天草市	H6～H18	水産庁	
楠甫地区漁村づくり総合整備事業	物揚場 L=100m 集落道 L=471m 緑地・広場 A=3,140m ²	有明町	有明町	H6～H17	水産庁	
佐伊津地区漁村再生交付金事業	突堤(改良) L=40m 物揚場(改良) L=80m 岸壁(改良) L=60m	天草市	熊本県	H19～H21	水産庁	
下桶川地区漁村再生交付金事業	防波堤(補修) L=80m	上天草市	熊本県	H19	水産庁	
二見・大鞘地区漁村再生交付金事業	物揚場 L=50m 護岸 L=27.0m しゅんせつ A=58,000m ²	八代市	八代市	H19～H23	水産庁	
烏帽子地区漁村再生交付金事業	防波堤 L=60m しゅんせつ A=1,000m ² 集落道 L=2,762m	天草市	天草市	H6～H25	水産庁	
白戸地区漁村再生交付金事業	防波堤(新設) L=170m 物揚場 L=140m	天草市	天草市	H11～H26	水産庁	
御領地区漁村再生交付金事業	物揚場(改良) L=52m しゅんせつ A=20,000m ² 道路 L=187m	天草市	天草市	H18～H22	水産庁	
野釜地区港整備交付金事業	防波堤 L=60m	上天草市	上天草市	H19～H22	水産庁	
内潟片島地区漁村再生交付金事業	防波堤 L=30m 沖防波堤 L=50m	宇城市	宇城市	H19～H20	水産庁	
福浜地区漁村再生交付金事業	防波堤 L=85m	津奈木町	津奈木町	H18～H21	水産庁	
樋合地区漁村再生交付金事業	物揚場(改良) L=250m	上天草市	熊本県	H20～H22	水産庁	
横浦地区漁村再生交付金事業	突堤 L=40m 物揚場 L=25m	天草市	天草市	H21～H30	水産庁	
牛の水地区漁村再生交付金事業	物揚場 L=100m 道路 L=450m	芦北町	芦北町	H21～H25	水産庁	
植柳地区港整備交付金事業	しゅんせつ V=9,700m ³	八代市	八代市	H20～H22	水産庁	

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 (選択)
大矢野・松島地区漁村再生交付金事業	浮体式係船岸道路 L=320m L=150m	上天草市	上天草市	H21～H26	水産庁	
栖本地区漁村再生交付金事業	浮体式係船岸防犯安全施設 L=140m N=3基	天草市	天草市	H22～H26	水産庁	
元浦地区地域水産物供給基盤整備事業	防波堤 L=85m	天草市	天草市	H24～H29	水産庁	
大浦元浦地区水産生産基盤整備事業	岸壁(新設) L=60m 物揚場 L=151m 泊地浚渫 A=1,600m ²	天草市	天草市	<H29～R4> H29～R7	水産庁	事業計画変更
牛深地区水産流通基盤整備事業	防風柵 L=150m 護岸改良 L=207m 岸壁(耐震化) L=350m	天草市	熊本県	H25～R1	水産庁	
天明地区水産生産基盤整備事業	防波堤 L=175m 物揚場 L=140m 泊地・航路 A=16,300m ²	熊本市	熊本市	H24～R5	水産庁	
下桶川地区漁村再生交付金事業(その2)	物揚場(改良) L=120m	上天草市	熊本県	H24～H28	水産庁	
福浦地区漁村再生交付金事業	防波堤 L=100m 物揚場 L=40m 集落道 L=140m	津奈木町	津奈木町	H24～R1	水産庁	
鳩之釜地区漁港施設機能強化事業	物揚場改良 L=527m かたレベル改良 L=255m	上天草市	熊本県	H27～H28	水産庁	
深海地区漁村再生交付金事業	浮体式係船岸 L=300m	天草市	天草市	H25～R1	水産庁	
鷺浦地区港整備交付金事業	しゅんせつ V=10,350m ³	上天草市	上天草市	H25～H26	水産庁	
苓北地区漁村再生交付金事業	臨港道路 L=1,325m 橋梁 L=90m 浮体式係船岸 L=115m	苓北町	苓北町	H24～R1	水産庁	
赤瀬地区漁村再生交付金事業	物揚場(改良) L=290m	宇土市	熊本県	H26～R1	水産庁	
砂月地区漁村再生交付金事業	物揚場(改良) L=80m	天草市	天草市	H27～H29	水産庁	
牧島地区漁村再生交付金事業	物揚場(改良) L=105m	天草市	天草市	H27～H30	水産庁	
坂瀬川・西川内地区港整備交付金事業	消波工用地 L=173m A=1,197m ²	苓北町	苓北町	H26～H30	水産庁	
丸島地区漁港施設機能強化事業	防波堤 L=48m	水俣市	熊本県	H27～R1	水産庁	
塩屋地区漁村再生交付金事業	集落道整備 L=300m	熊本市	熊本県	H28～R5	水産庁	
塩屋地区漁港施設機能強化事業	物揚場(耐震化) L=150m	熊本市	熊本県	H30～R4	水産庁	
二江地区漁港施設機能強化事業	岸壁(耐震化) L=111m	天草市	熊本県	H30～R2	水産庁	
樋合地区漁港施設機能強化事業	物揚場(嵩上げ) L=660.5m 防波堤(嵩上げ) L=197m	上天草市	熊本県	H30～R3	水産庁	
赤瀬地区漁港水産生産基盤整備事業	防波堤(突堤) L=30.0m 浮棧橋 N=1基 物揚場 L=65.0m	宇土市	熊本県	R2～R7	水産庁	
二江地区漁村再生交付金事業	浮棧橋 N=1基	天草市	熊本県	R2～R3	水産庁	
佐伊津地区漁村再生交付金事業	浮棧橋 N=1基	天草市	熊本県	<R3～R5> R3～R6	水産庁	事業計画変更
住吉地区漁村再生交付金事業	<物揚場 L=150m> 物揚場 L=168m	宇土市	宇土市	R3～R5	水産庁	事業計画変更
苓北地区漁村再生交付金事業	臨港道路 L=40m 橋梁 L=38m	苓北町	苓北町	R2～R4	水産庁	

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 (選択)
牛深地区水産流通基盤整備事業	〈岸壁(改良) L=345m〉 〈物揚場(改良) L=60m〉 岸壁(改良) L=345m 物揚場(改良) L=60m 浄化槽(改良) N=1基	天草市	熊本県	R3~R7	水産庁	精査による修正
塩屋地区水産物供給基盤機能保全事業	〈防波堤補修 L=200m〉 〈浚渫工 1式〉 防波堤補修 L=200m 浚渫工 1式 機能保全計画の見直し 1式	熊本市	熊本県	H26~R7	水産庁	事業計画変更
赤瀬地区水産物供給基盤機能保全事業	〈防波堤補修 L=545m〉 防波堤補修 L=545m 機能保全計画見直し 1式	宇土市	熊本県	H26~R7	水産庁	事業計画変更
合串地区水産物供給基盤機能保全事業	〈防波堤補修 L=100m〉 防波堤補修 L=100m 浮棧橋補修 N=1基 機能保全計画の見直し 1式	津奈木町	熊本県	H24~R5	水産庁	事業計画変更
丸島地区水産物供給基盤機能保全事業	〈護岸、物揚場補修 1式〉 〈道路補修 L=1,000m〉 護岸、物揚場補修 1式 道路補修 L=1,000m 機能保全計画の見直し 1式	水俣市	熊本県	H24~R5	水産庁	事業計画変更
牛深地区水産物供給基盤機能保全事業	〈突堤、岸壁、道路補修、 橋梁補修 1式〉 突堤、岸壁、道路補修、 橋梁補修 1式 機能保全計画の見直し 1式	天草市	熊本県	H26~R8	水産庁	事業計画変更
二江地区水産物供給基盤機能保全事業	〈護岸補修 1式〉 護岸補修 1式 機能保全計画の見直し 1式	天草市	熊本県	H24~R5	水産庁	事業計画変更
御所浦地区水産物供給基盤機能保全事業	〈防波堤補修 1式〉 防波堤補修 1式 機能保全計画の見直し 1式	天草市	熊本県	H28~R7	水産庁	事業計画変更
鳩之釜地区水産物供給基盤機能保全事業	〈護岸補修 1式〉 〈浮棧橋補修 1式〉 〈物揚場補修 1式〉 〈臨港道路補修 1式〉 護岸補修 1式 浮棧橋補修 1式 物揚場補修 1式 臨港道路補修 1式 機能保全計画の見直し 1式	上天草市	熊本県	H26~R7	水産庁	事業計画変更
下桶川地区水産物供給基盤機能保全事業	〈臨港道路補修 1式〉 〈泊地浚渫測量 1式〉 臨港道路補修 1式 泊地浚渫測量 1式 機能保全計画の見直し 1式	上天草市	熊本県	R4~R7	水産庁	事業計画変更
樋合地区水産物供給基盤機能保全事業	機能保全計画の見直し 1式	上天草市	熊本県	R4~R6	水産庁	新規
佐伊津地区水産物供給基盤機能保全事業	機能保全計画の見直し 1式	天草市	熊本県	R4~R6	水産庁	新規
宮田地区水産物供給基盤機能保全事業	機能保全計画の見直し 1式	上天草市	熊本県	R4~R6	水産庁	新規
富岡地区水産物供給基盤機能保全事業	浮棧橋補修 1基 機能保全計画の見直し 1式	天草市	熊本県	R4~R6	水産庁	新規
大江地区水産物供給基盤機能保全事業	浮棧橋補修 1基 機能保全計画の見直し 1式	天草市	熊本県	R4~R6	水産庁	新規
大多尾地区水産物供給基盤機能保全事業	臨港増路補修 1式 機能保全計画の見直し 1式	天草市	熊本県	R4~R6	水産庁	新規
熊本市地区水産物供給基盤機能保全事業	〈浚渫工 1式〉 〈護岸補修 1式〉 浚渫工 1式 護岸補修 1式 機能保全計画の見直し 1式	熊本市	熊本市	H28~R6	水産庁	事業計画変更

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 (選択)
宇土市地区水産物供給基盤機能保全事業	〈浚渫工 1式〉 浚渫工 1式 環境影響評価 1式 機能保全計画の見直し 1式	宇土市	宇土市	〈H28～R5〉 H28～R8	水産庁	事業計画 変更
宇城市地区水産物供給基盤機能保全事業	物揚場補修 1式 浚渫工 1式 水門補修 1式	宇城市	宇城市	H30～R7	水産庁	
八代市地区水産物供給基盤機能保全事業	防潮堤補修 1式	八代市	八代市	H27～R8	水産庁	
上天草市地区水産物供給基盤機能保全事業	〈防波堤、物揚場補修 1式〉 防波堤、物揚場補修 1式 機能保全計画の見直し 1式	上天草市	上天草市	H29～R7	水産庁	事業計画 変更
天草市地区水産物供給基盤機能保全事業	護岸、物揚場補修 1式 浮消波堤補修 1式 浚渫工 1式	天草市	天草市	H30～R7	水産庁	
津奈木町地区水産物供給基盤機能保全事業	〈物揚場、道路補修 1式〉 物揚場、道路補修 防波堤、護岸 1式	津奈木町	津奈木町	H31～R7	水産庁	事業計画 変更
玉名市地区水産物供給基盤機能保全事業	浚渫工 1式	玉名市	玉名市	〈H27～R7〉 H27～R4	水産庁	事業計画 変更
玉名市地区水産物供給基盤機能保全事業	浚渫工 1式 機能保全計画見直し 1式	玉名市	玉名市	R5～R9	水産庁	新規
玉名市地区港整備交付金事業	浚渫工 1式	玉名市	玉名市	R5～R9	内閣府	新規
宇土市地区水産基盤整備調査事業	環境影響評価 1式	宇土市	宇土市	R4～R6	水産庁	

(5) 森林の整備

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 (選択)
森林環境保全整備事業	森林整備 <A=145,866ha> A=152,077ha 森林作業道 <L=1,840,542m> L=1,942,682m	県内	県、市町村、 森林組合、森 林整備法人、 任意団体、森 林所有者等	〈H14～R3〉 H14～R4	林野庁	事業計画 変更
県営林道事業	林道開設 <L=118,847m> L=122,361m	県内	熊本県	H14～R12	林野庁	事業計画 変更
市町村営林道事業	林道開設 <L=29,731m> L=29,733m	県内	市町村	H14～R5	林野庁	事業計画 変更
フォレストコミュニティ総合整備事業	林道開設 L=22,811m	県内	市町村	H14～H22	林野庁	
治山事業	荒廃山地の復旧 <1,462箇所> 1,595箇所	県内	熊本県	〈H14～R3〉 H14～R4	林野庁	事業計画 変更
保安林整備事業	改良・保育 <1,377箇所> 1,415箇所	県内	熊本県	〈H14～R3〉 H14～R4	林野庁	事業計画 変更
防災・減災・景観保全森林整備事業(水とみどりの森づくり事業)(単県)	強度間伐 <A=13,757ha> A=14,217ha	県内	森林組合、 認定事業体、 NPO法人、自 伐林家、林研 グループ等	〈H17～R3〉 H17～R4		事業計画 変更
漁場保全関連特定森林整備事業	荒廃山地の復旧等 77箇所	県内	熊本県	H19～H26	水産庁	
	森林整備 21,039ha 作業道 179,200m	県内	熊本県	H19～H24	水産庁	

ニ 漁場の保全及び整備に関する事業

事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 (選択)
有明海北部地区漁場環境保全創造事業	覆砂 A=35ha	○	荒尾市～横島町地先	熊本県	H14～H15	水産庁	
有明海南部地区漁場環境保全創造事業	覆砂 A=45ha	○	熊本市～宇土市地先	熊本県	H14～H15	水産庁	
熊本有明海地区(熊本有明海北部漁場)漁場環境保全創造事業	作れい L=3,350m 覆砂 A=33.76ha	○	有明海北部	熊本県	H16～H19	水産庁	
熊本有明海地区水域環境保全創造事業	作れい L=15,000m 覆砂 A=130.28ha	○	有明海南部	熊本県	H16～H22	水産庁	
熊本八代海地区水産環境整備事業	覆砂 A=74.2ha 作れい L=1.4km	○	八代海	熊本県	H19～H29	水産庁	
天草東地区水産生産基盤整備事業	藻場造成 A=70ha	○	八代海	熊本県	H20～H24	水産庁	
戸馳地区漁場環境保全創造事業	覆砂 A=1ha		三角町地先	三角町	H14	水産庁	
郡浦地区漁場環境保全創造事業	覆砂 A=1ha		三角町地先	三角町	H15	水産庁	
大岳地区漁場環境保全創造事業	覆砂 A=1.3ha		三角町地先	三角町	H16	水産庁	
玉名地区(岱明・玉名南漁場)水域環境保全創造事業	覆砂 A=12.3ha		玉名市地先	玉名市	H19～H21	水産庁	
長洲漁場水域環境保全創造事業	覆砂 A=1.0ha		長洲町長洲地先	長洲町	H20	水産庁	
熊本地区水域環境保全創造事業	覆砂 A=12.4ha		熊本市地先	熊本市	H20～H23	水産庁	
横島地区漁場環境保全創造事業	作れい L=650m		横島町地先	横島町	H14	水産庁	
三角地区漁港漁場機能高度化事業	魚礁設置 V=3,300空m3		三角町沖	熊本県	H14	水産庁	
須子地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	魚礁設置 V=1,524空m3		有明町地先	有明町	H14	水産庁	
佐伊津地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	魚礁(補修) V=4,152空m3		本渡市地先	本渡市	H14～H15	水産庁	
大田尾地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	魚礁設置 V=1,211空m3		三角町地先	三角町	H16	水産庁	
高戸地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	魚礁設置 V=1,800空m3		龍ヶ岳町地先	龍ヶ岳町	H15	水産庁	
宮田地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	魚礁設置 V=1,664空m3		倉岳町地先	倉岳町	H16	水産庁	
栖本地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	魚礁設置 V=1,980空m3		栖本町地先	栖本町	H16	水産庁	
大多尾地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	魚礁設置 V=1,524空m3		新和町地先	新和町	H15	水産庁	
宮野河内地区漁港漁場機能高度化統合補助事業	魚礁設置 V=1,700空m3		河浦町地先	河浦町	H15	水産庁	
松島地区地域水産物供給基盤整備事業	藻場造成等 A=40.0ha 増殖礁設置	○	上天草市松島町地先	熊本県	H20～H21	水産庁	
上地区地域水産物供給基盤整備事業	魚礁設置 V=1,248空m3		大矢野町地先	大矢野町	H14	水産庁	

事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 (選択)
姫戸地区地域水産物供給基盤整備事業	魚礁設置 V=1, 248空m3		姫戸町地先	姫戸町	H14	水産庁	
姫戸地区地域水産物供給基盤整備事業	魚礁設置 V=1, 488空m3		上天草市地先	上天草市	H16	水産庁	
姫戸地区地域水産物供給基盤整備事業	魚礁設置 V=3, 360空m3		上天草市地先	上天草市	H20～H21	水産庁	
湯島地区地域水産物供給基盤整備事業	魚礁設置 V=1, 216空m3		上天草市地先	上天草市	H17	水産庁	
栖本地区(宮田漁場・戸の崎漁場)地域水産物供給基盤整備事業	魚礁設置 V=5, 317空m3		天草市宮田・戸の崎地先	天草市	H19～H23	水産庁	
熊本南地区(芦北水俣工区)広域漁場整備事業	藻場造成 A=103ha 増殖礁設置	○	芦北町～ 水俣市地先	熊本県	H14～H18	水産庁	
熊本南地区(姫戸工区)広域漁場整備事業	藻場造成 A=123.1ha 増殖礁設置	○	上天草市～ 天草市地先	熊本県	H15～H19	水産庁	
天草地区(有明工区)広域漁場整備事業	藻場造成等A=110ha 増殖礁設置	○	天草市地先	熊本県	H18～H22	水産庁	
熊本南地区(本渡工区)広域漁場整備事業	藻場造成等A=50.0ha 増殖礁設置	○	天草市地先	熊本県	H18～H20	水産庁	
丸島地区広域漁港整備事業	魚礁設置 V=1, 210空m3		水俣市地先	水俣市	H15	水産庁	
深海地区広域漁港整備事業	魚礁設置 V=3, 100空m3		牛深市地先	牛深市	H16～H17	水産庁	
大道地区広域漁港整備事業	魚礁設置 V=2, 230空m3		龍ヶ岳町地先	龍ヶ岳町	H14	水産庁	
御所浦地区広域漁港整備事業	魚礁設置 V=6, 000空m3		御所浦町地先	天草市	H15～H23	水産庁	
牛深地区漁業経営構造改善事業	築いそ(投石) V=2, 210m3		牛深市地先	牛深市	H16	水産庁	
外平地区漁業経営構造改善事業	築いそ(投石) V=1, 850m3		田浦町地先	田浦町	H14	水産庁	
島子地区漁業経営構造改善事業	築いそ(投石) V=1, 900m3		有明町地先	有明町	H14	水産庁	
二間戸地区漁業経営構造改善事業	築いそ(投石) V=4, 430m3		姫戸町地先	姫戸町	H14～H15	水産庁	
住吉地区漁業経営構造改善事業	海水交流改善 L=1, 200m		宇土市地先	住吉漁協	H14	水産庁	
沖新地区漁業経営構造改善事業	海水交流改善 L=1, 260m		熊本市地先	沖新漁協	H14	水産庁	
木材魚礁設置モデル事業(単県)	木材魚礁設置		姫戸町地先	姫戸町	H15	水産庁	
牛深地区広域漁港整備事業	魚礁設置 V=2, 000空m3		天草市 久玉町地先	天草市	H18	水産庁	
大道地区広域漁港整備事業	魚礁設置 V=1, 764空m3		上天草市 樋島地先	上天草市	H18	水産庁	
大道地区広域漁港整備事業	魚礁設置 V=1, 800空m3		上天草市 大道地先	上天草市	H19	水産庁	
天草南地区 漁村再生交付金事業(養殖場造成事業)	浮消波堤(補修)6基		天草市牛深町地先	熊本県	H19～H23	水産庁	
嵐口地区 漁村再生交付金事業(養殖場造成事業等)	浮消波堤(補修)6基 漁港・集落環境整備 養殖試験		天草市御所浦町地先	熊本県 天草市	H20～H24	水産庁	
横浦地区漁村再生交付金事業	浮消波堤(補修)1式 藻場育成 1式		天草市御所浦町 横浦地先	天草市	H21～H26	水産庁	
有明海東地区水産環境整備事業(熊本地震関連含む)	覆砂 A=287ha 作れい L=7.2km 耕うん A=43.0ha	○	有明海	熊本県	H23～R1	水産庁	

事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 (選択)
天草西地区水産環境整備事業	藻場造成 着定基質 A=8.9ha	○	天草市五和地先 ～荅北町	熊本県	H24～R1	水産庁	
牛深地区水産生産基盤整備事業	藻場造成 着定基質 A=2.0ha		天草市牛深町地 先	天草市	H24～H26	水産庁	
熊本八代地区水産環境整備事業	覆砂 A=24ha 藻場造成 着定基質 A=4.0ha	○	宇城市～ 水俣市地先	熊本県	H30～R7	水産庁	
熊本有明地区水産環境整備事業	覆砂 A=79ha 耕うん A=2.0ha 作れい L=2.1km	○	荒尾市～ 宇土市地先	熊本県	R2～R6	水産庁	
熊本天草地区水産環境整備事業	藻場造成 着定基質 A=7.0ha	○	天草市、荅北町	熊本県	R2～R6	水産庁	

ホ 漁業関連施設の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 (選択)
高道地区漁業経営構造改善事業	漁業用作業保管施設 ホイストクレーン2基	岱明町	岱明漁協	H14	水産庁	
高戸地区漁業経営構造改善事業	蓄養施設 生け簀付浮き棧橋1基	龍ヶ岳町	龍ヶ岳町漁協	H15	水産庁	
栖本地区漁業経営構造改善事業	HACCP対応水産物加工処理施設 1棟	栖本町	県養殖漁協	H15	水産庁	
種苗生産施設整備事業(単県)	飼育施設、キャンパス水槽、海面筏等の 改修・整備等	大矢野町 牛深市	熊本県	H14～H15		
種苗生産施設整備事業(単県)	飼育施設、FRP水槽、海面筏等の改 修・整備等	上天草市 牛深市	熊本県	H16～H17		
種苗生産施設整備事業(単県)	飼育施設、FRP水槽、海面筏等の改 修・整備等	上天草市 牛深市	熊本県	H17		
種苗生産施設整備事業(単県)	飼育施設、FRP水槽、海面筏等の改 修・整備等	上天草市 天草市	熊本県	H28～H30		
種苗生産施設整備事業(単県)	飼育施設、FRP水槽、海面筏等の改 修・整備等	上天草市 天草市	熊本県	R1～		
種苗生産施設保全計画 県有施設保全改修事業(単県)	大矢野種苗生産施設及び牛深種苗生 産施設の保全改修等	上天草市 牛深市	熊本県	R1～R20		
大矢野種苗生産施設 (カラムニティ)整備事業(単県)	種苗生産施設	上天草市	熊本県	H25～H26		
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	海床路	宇土市 網田地先	網田漁協	H18	水産庁	
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	漁業用作業保管施設	天草市 牛深町	天草漁協	H20	水産庁	
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	ノリ加工協業化施設 (大型ノリ自動乾燥機)	玉名市 大浜町	大浜漁協	H20 (H21繰越)	水産庁	
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	船舶上架施設	芦北町	田浦漁協	H20 (H21繰越)	水産庁	
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	ノリ電子入札システム	熊本市田崎	熊本県漁業協 同組合連合会	H21	水産庁	
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	水産物荷さばき施設	天草市 港町	天草市	H21 (H22繰越)	水産庁	
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	水産物荷さばき施設	上天草市 大矢野町中	上天草市	H21 (H22繰越)	水産庁	
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	水産物荷さばき施設	上天草市 大矢野町上	上天草市	H21 (H22繰越)	水産庁	
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	水産物荷さばき施設	長洲町	熊本北部漁協	H22	水産庁	
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	ノリX線異物検出器	熊本市 沖新町	沖新漁協	H22	水産庁	

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁	変更理由 (選択)
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	フィレマシン	天草市 栖本町	熊本県海水養 殖漁協	H22	水産庁	
強い水産業づくり交付金のうち 熊本地震緊急対策事業	水産製品流通施設	熊本市 中原町	熊本県漁業協 同組合連合会	H28 (H29繰越)	水産庁	
水産業競争力強化緊急施設整備事 業	水産物荷さばき施設	天草市 五和町	天草漁協	H28 (H29繰越)	水産庁	
浜の活力再生交付金(水産業強化 支援事業)のうち経営構造改善目 標	鮮魚自動選別機	天草市 牛深町	天草漁協	H29	水産庁	
浜の活力再生交付金(水産業強化 支援事業)のうち経営構造改善目 標	ホイストクレーン	熊本市 熊本港	沖新漁協	H29	水産庁	
浜の活力再生交付金(水産業強化 支援事業)のうち経営構造改善目 標	船揚げ施設	玉名市 大浜町	大浜漁協	H29	水産庁	
地方創生拠点整備交付金	海藻増養殖研究施設	上天草市	熊本県	H29 (H30繰越)	内閣府	
地方創生拠点整備交付金	海水ろ過施設	上天草市	熊本県	H28 (H29繰越)	内閣府	
浜の活力再生交付金(水産業強化 支援事業)のうち資源増養殖目標	ノリ共同乾燥施設	玉名市 大浜町	大浜漁協	H30 (H31繰越)	水産庁	
水産業競争力強化緊急施設整備事 業	ノリ共同乾燥施設	長洲町	(株) ARC	R1 (R2繰越)	水産庁	
水産業競争力強化緊急施設整備事 業	鮮魚自動選別機 フィッシュポンプ	天草市 牛深町	天草漁協	R3	水産庁	新規

用語解説

番号	用語	説明
※1	富栄養化	閉鎖性水域では、水中の栄養塩類である窒素やりんなどの量が増えてくると、藻類やプランクトン等が爆発的に増殖していく。このような現象を富栄養化という。
※2	貧酸素水塊	水中に溶けている酸素が、魚介類の生息に不十分なほど欠乏している水のこと。
※3	有明海特産種	ムツゴロウ、ワラスボ、ウミマイマイ、オオシャミセンガイなど有明海以外の日本の水域ではどこにも生息の記録がない生物のこと。
※4	COD（化学的酸素要求量）	Chemical Oxygen Demandの略称で海中や河川の汚れの度合を示す数値である。水中の有機物など、汚染源となる物質を酸化するとき消費される酸素量を表したものであり数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いことを示している。
※5	汚水処理人口普及率	下水道、農業・漁業集落排水施設、浄化槽等の整備状況を表す指標で、総人口に対する各種生活排水処理施設の処理人口の割合を表したもの。
※6	BOD（生物化学的酸素要求量）	Biochemical Oxygen Demandの略称で河川水の中や海水の中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化するとき必要とされる酸素量を表わしたものであり、数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いことを示している。
※7	生物的、物理的、耕種的防除	生物的防除は、微生物や天敵生物などの生物を利用して有害動植物を駆除する方法。物理的防除は、有害動植物にとって弱点となる光や熱、音のような物理性を利用して被害を回避する方法。耕種的防除は、作物を栽培するときに実行できる作業等によって有害動植物からの被害を回避する方法。
※8	覆土	海域や漁場の環境の保全や改善等を目的とし、土や砂で海底を覆うこと。
※9	多自然川づくり	河川が本来有している生物の良好な生息・生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出するもの。
※10	覆砂	覆土のうち、特に漁場環境の改善を目的とし、砂で海底を覆うこと。

番号	用語	説明
※11	作れい	潮通しが良くなるように浅海に水路を掘ること。
※12	漁獲努力量	魚介類を漁獲する場合の資本・労働等の投入量のこと。 具体的には、投入される漁船の数・トン数、操業人員、操業日数等で表す。
※13	酸処理剤	ノリ養殖において、雑藻の駆除、あかぐされ病等の病害対策に使用される酸性の液で、主成分は食品添加物として使用が認められている有機酸である。船上において、ノリ網を海水で薄めた液に、短時間漬ける処理を行う。
※14	高塩分処理	酸処理液に塩を添加し塩分濃度を高めることにより、少ない酸処理剤の量で同様な効果を得る技術のこと。
※15	pH計	水溶液中の水素イオン濃度指数(pH)を測定するもの。一般的にpH7が中性でそれより上がアルカリ性、それより下が酸性となる。
※16	いしゅう 蛸集	多く寄り集まること。
※17	中間育成場	放流する魚介類の種苗が放流海域の環境に慣れることなどを目的に、一定の期間育てるために使用する網等で囲まれた場所や水槽のこと。
※18	都市と漁村の 共生・対流	都市と漁村の間での、人・もの・情報の密な交流、即ち「循環」により都市と漁村が相互に補完し合うことで共に繁栄すること。